

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2024年9月30日

【発行者名】

エスエムティー・ファンド・サービスズ(アイルランド)リ
ミテッド
(SMT Fund Services (Ireland) Limited)

【代表者の役職氏名】

取締役 中村佳史

取締役 ピーター・キャラハン
(Peter Callaghan)

【本店の所在の場所】

アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、
ハーコート・センター、ブロック5
(Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2,
Ireland)

【代理人の氏名又は名称】

弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】

弁護士 三浦 健

【連絡場所】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所

【電話番号】

03(6212)8316

【届出の対象とした募集外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】

ダイワ外貨MMF
(Daiwa Gaika MMF)

【届出の対象とした募集外国投資信託受益証券の金額】

USドル・ポートフォリオ

100億アメリカ合衆国ドル(約1兆5,244億円)を上限とする。

(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、2024年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=152.44円)による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2024年6月28日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を下表のとおり新たな情報により追加・更新するため、ならびに2024年9月30日付で日本における販売会社が追加され、またファンド設立地における目論見書が更新されたことに伴い、手数料等及び税金、申込(販売)手続等、買戻し手續等および別紙等を変更するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2 【訂正の内容】

(1) 半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、以下のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報	(3) ファンドの仕組み			
第1 ファンドの状況	管理会社の概要	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
1 ファンドの性格	(ハ)資本金の額			
5 運用状況	(1) 投資状況		(1) 投資状況	更新
	(2) 投資資産		(2) 運用実績	更新 / 追加
	(3) 運用実績			
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況		3 ファンドの経理状況		追加
1 財務諸表				
第三部 特別情報				
第1 管理会社の概況	(1) 資本金の額		(1) 資本金の額	更新
1 管理会社の概況				
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

(「5 管理会社の経理の概況」は、訂正内容に該当しないため省略します。)

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

ダイワ外貨MMF(以下「ファンド」という。)の運用状況は、以下のとおりである。

(1) 投資状況

資産別及び地域別の投資状況

USドル・ポートフォリオ

(2024年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (アメリカ合衆国ドル)	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	ドイツ	427,023,179.06	17.12
	フランス	317,502,710.03	12.73
	国際機関	302,736,266.01	12.14
	オランダ	223,118,657.63	8.95
	オーストラリア	115,327,249.52	4.62
	イギリス	113,952,449.24	4.57
	フィンランド	109,681,557.79	4.40
	スウェーデン	94,237,386.75	3.78
	ニュージーランド	69,459,579.46	2.79
	オーストリア	59,731,292.85	2.40
	ルクセンブルグ	54,517,387.98	2.19
	カナダ	24,549,773.08	0.98
定期預金	アメリカ合衆国	580,064,850.34	23.26
現金およびその他の資産 (負債控除後)		1,993,931.54	0.08
合計(純資産総額)		2,493,896,271.28 (約380,170百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ポートフォリオの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注2) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、便宜上、2024年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=152.44円)による。以下同じ。

(注3) ファンドは、アイルランド法に基づいて設定されているが、ファンド証券は、米ドル建のため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行う。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。

投資資産

()投資有価証券の主要銘柄

USドル・ポートフォリオ

(2024年7月末日現在)

順位	銘柄	種類	発行国	利率(%)	償還日	名目保有高	簿価(米ドル)		時価(米ドル)		投比率(%)
							単価	総額	単価	総額	
1	ACOSS (AGENCE CENTRAL) 5.29YLD CP 07AUG24	コマーシャル・ペーパー	フランス	-	2024年8月7日	115,000,000	1.00	114,864,944.35	1.00	114,898,708.27	4.61
2	MUNICIPALITY FINANCE PLC 5.36YLD CP 07AUG24	コマーシャル・ペーパー	フィンランド	-	2024年8月7日	50,000,000	0.99	49,324,365.80	1.00	49,955,936.90	2.00
3	NRW BANK 5.40YLD CP 07OCT24	コマーシャル・ペーパー	ドイツ	-	2024年10月7日	50,000,000	0.98	49,094,211.80	0.99	49,506,603.08	1.99
4	SNCF SA 5.35YLD CP 22OCT24	コマーシャル・ペーパー	フランス	-	2024年10月22日	50,000,000	0.99	49,325,609.30	0.99	49,398,912.60	1.98
5	NED WATERSCHAPSBANK 5.34YLD CP 05NOV24	コマーシャル・ペーパー	オランダ	-	2024年11月5日	50,000,000	0.98	49,104,095.75	0.99	49,300,757.54	1.98
6	CITY OF GOTHENBURG 5.39YLD CP 09SEP24	コマーシャル・ペーパー	スウェーデン	-	2024年9月9日	45,000,000	0.99	44,375,464.62	0.99	44,740,884.07	1.79
7	ERSTE ABWICKLUNGSANST 5.39YLD CP 15AUG24	コマーシャル・ペーパー	ドイツ	-	2024年8月15日	40,000,000	0.99	39,456,011.20	1.00	39,917,218.96	1.60
8	SNCF SA 5.42YLD CP 17SEP24	コマーシャル・ペーパー	フランス	-	2024年9月17日	40,000,000	0.99	39,436,264.08	0.99	39,721,098.96	1.59
9	NEW ZEALAND GOVERNMENT 5.35YLD CP 11OCT24	コマーシャル・ペーパー	ニュージーランド	-	2024年10月11日	40,000,000	0.99	39,460,487.44	0.99	39,583,637.11	1.59
10	ERSTE ABWICKLUNGSANST 5.34YLD CP 16OCT24	コマーシャル・ペーパー	ドイツ	-	2024年10月16日	40,000,000	0.99	39,461,482.32	0.99	39,555,137.52	1.59
11	NED WATERSCHAPSBANK 5.37YLD CP 09AUG24	コマーシャル・ペーパー	オランダ	-	2024年8月9日	35,000,000	0.99	34,526,185.64	1.00	34,958,799.08	1.40
12	COUNCIL OF EUROPE 5.31YLD CP 12SEP24	コマーシャル・ペーパー	国際機関	-	2024年9月12日	35,000,000	0.97	34,075,199.10	0.99	34,788,903.88	1.39
13	BANK OF ENGLAND 5.33YLD CP 21OCT24	コマーシャル・ペーパー	イギリス	-	2024年10月21日	35,000,000	0.99	34,519,583.28	0.99	34,586,023.94	1.39
14	L-BANK BW FOERDERBANK 5.30YLD CP 24OCT24	コマーシャル・ペーパー	ドイツ	-	2024年10月24日	35,000,000	0.99	34,532,279.46	0.99	34,572,950.82	1.39
15	CAISSE DES DEPOS ET C 5.34YLD CP 29OCT24	コマーシャル・ペーパー	フランス	-	2024年10月29日	35,000,000	0.99	34,513,645.22	0.99	34,544,362.34	1.39
16	EUROPEAN INV. BANK 5.34YLD CP 12NOV24	コマーシャル・ペーパー	国際機関	-	2024年11月12日	35,000,000	0.98	34,373,443.72	0.99	34,475,322.72	1.38
17	EXPORT FINANCE AND INSU 5.40YLD CP 19AUG24	コマーシャル・ペーパー	オーストラリア	-	2024年8月19日	31,000,000	0.99	30,582,548.23	1.00	30,917,426.97	1.24
18	IDA 5.36YLD CP 08AUG24	コマーシャル・ペーパー	国際機関	-	2024年8月8日	30,500,000	0.99	30,154,297.72	1.00	30,468,572.52	1.22
19	AUSTRIA REPUBLIC OF 5.36YLD CP 02AUG24	コマーシャル・ペーパー	オーストリア	-	2024年8月2日	30,000,000	0.99	29,594,619.48	1.00	29,995,593.69	1.20
20	ERSTE ABWICKLUNGSANST 5.36YLD CP 02AUG24	コマーシャル・ペーパー	ドイツ	-	2024年8月2日	30,000,000	0.99	29,594,619.48	1.00	29,995,593.69	1.20
21	KFW 5.35YLD CP 20AUG24	コマーシャル・ペーパー	ドイツ	-	2024年8月20日	30,000,000	0.99	29,595,738.66	1.00	29,916,510.88	1.20
22	SAXONY-ANHALT 5.33YLD CP 21AUG24	コマーシャル・ペーパー	ドイツ	-	2024年8月21日	30,000,000	0.97	29,213,546.97	1.00	29,913,576.51	1.20
23	IDA 5.36YLD CP 22AUG24	コマーシャル・ペーパー	国際機関	-	2024年8月22日	30,000,000	0.99	29,594,619.48	1.00	29,907,467.49	1.20
24	BK NEDERLANDSE GEMEEN 5.38YLD CP 27AUG24	コマーシャル・ペーパー	オランダ	-	2024年8月27日	30,000,000	0.98	29,454,181.29	1.00	29,885,553.77	1.20
25	MUNICIPALITY FINANCE PLC 5.37YLD CP 28AUG24	コマーシャル・ペーパー	フィンランド	-	2024年8月28日	30,000,000	0.99	29,593,873.41	1.00	29,880,810.71	1.20
26	NEW ZEALAND GOVERNMENT 5.39YLD CP 29AUG24	コマーシャル・ペーパー	ニュージーランド	-	2024年8月29日	30,000,000	0.99	29,592,381.39	1.00	29,875,942.35	1.20
27	KFW 5.35YLD CP 03SEP24	コマーシャル・ペーパー	ドイツ	-	2024年9月3日	30,000,000	0.98	29,457,169.83	1.00	29,855,536.89	1.20
28	EXPORT FINANCE AND INSU 5.40YLD CP 03SEP24	コマーシャル・ペーパー	オーストラリア	-	2024年9月3日	30,000,000	0.99	29,596,014.39	1.00	29,853,499.59	1.20
29	MUNICIPALITY FINANCE PLC 5.37YLD CP 05SEP24	コマーシャル・ペーパー	フィンランド	-	2024年9月5日	30,000,000	0.99	29,725,092.45	0.99	29,844,810.18	1.20
30	NRW BANK 5.40YLD CP 05SEP24	コマーシャル・ペーパー	ドイツ	-	2024年9月5日	30,000,000	0.99	29,591,635.44	0.99	29,844,644.19	1.20

()投資不動産物件

該当事項なし(2024年7月末日現在)。

()その他投資資産の主要なもの

該当事項なし(2024年7月末日現在)。

(2) 運用実績

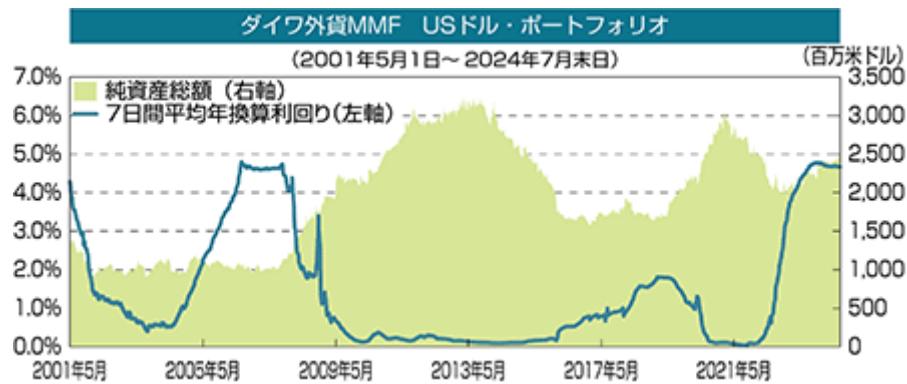
純資産の推移

2024年7月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

USドル・ポートフォリオ

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
2023年8月末日	2,264,615	345,218	0.01	2
9月末日	2,246,816	342,505	0.01	2
10月末日	2,209,847	336,869	0.01	2
11月末日	2,298,669	350,409	0.01	2
12月末日	2,396,910	365,385	0.01	2
2024年1月末日	2,402,902	366,298	0.01	2
2月末日	2,413,276	367,880	0.01	2
3月末日	2,395,990	365,245	0.01	2
4月末日	2,366,945	360,817	0.01	2
5月末日	2,414,279	368,033	0.01	2
6月末日	2,422,316	369,258	0.01	2
7月末日	2,493,896	380,170	0.01	2

純資産総額および7日間平均年換算利回りの推移



(注) 7日間平均年換算利回りとは、課税前の7日間平均利回りを年率換算したものである。

分配の推移

ファンド証券の1口当たり純資産価格が1米セント(ポートフォリオの基準価格)となるような額の分配が日々、行われている。分配は各暦月の最終取引日の直前の取引日(分配再投資日)に宣言され、発生済未払いのすべての分配金は税金を控除後、自動的に再投資されている。下記は2024年7月までの1年間における前月最終営業日から各月最終営業日前日まで保有した場合に再投資された月次分配金の額(10,000口当たりの累計額)を表示した。

月次分配金(10,000口当たり)

最終営業日	USドル・ポートフォリオ (米ドル)
2023年8月31日	0.39347
2023年9月29日	0.37465
2023年10月31日	0.41702
2023年11月30日	0.39234
2023年12月29日	0.37851
2024年1月31日	0.42937
2024年2月29日	0.37403
2024年3月28日	0.35963
2024年4月30日	0.42304
2024年5月31日	0.39745
2024年6月28日	0.35934
2024年7月31日	0.42215

以下は上記保有期間における平均利回りを示したものである。

最終営業日	USドル・ポートフォリオ (%)
2023年8月31日	4.63277
2023年9月29日	4.71539
2023年10月31日	4.75662
2023年11月30日	4.77345
2023年12月29日	4.76399
2024年1月31日	4.74907
2024年2月29日	4.70759
2024年3月28日	4.68801
2024年4月30日	4.67910
2024年5月31日	4.67963
2024年6月28日	4.68423
2024年7月31日	4.66922

2024年7月末日までの1年間における上記月次分配金(10,000口当たり)の合計額は、以下のとおりである。

2023年8月～2024年7月	USドル・ポートフォリオ (米ドル)
	4.72100

収益率の推移

2024年7月末日までの1年間における収益率は、以下のとおりである。

2023年8月～2024年7月	収益率(%) ^(注)
	USドル・ポートフォリオ
	4.72100

(注) ポートフォリオは、1口当たり純資産価格について変動がないため、本書に開示の収益率(10,000口当たり)は、2024年7月末日までの1年間における月次分配金の累計額を用いて、以下の計算式により算出された。

$$\text{収益率(%)} = 100 \times (a-b) / b$$

a = 2024年7月末日現在の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格(分配落の額)

[次へ](#)

2 販売及び買戻しの実績

2024年7月末日前1年間の販売および買戻しの実績ならびに2024年7月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

USドル・ポートフォリオ

販売口数	買戻口数	発行済口数
254,379,467,619 (254,379,467,619)	235,372,072,003 (235,372,072,003)	249,164,663,115 (249,164,663,115)

(注) ()の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

[前へ](#)

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a. ダイワ外貨MMFの日本文の中間財務書類は、英国およびアイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ダイワ外貨MMFの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. ダイワ外貨MMFの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、以下の2024年7月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値で換算されている。

1米ドル = 152.44円

なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[前へ](#)

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

ダイワ外貨MMF
USドル・ポートフォリオ
財政状態計算書
2024年6月30日現在

注記	2024年6月30日		2023年12月31日	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産				
定期預金を含む現預金	5	567,087,249	86,446,780	639,509,915
未収債権	6	3,461,237	527,631	9,758,294
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	2,3,4	1,871,332,120	285,265,868	1,780,088,007
資産合計		2,441,880,606	372,240,280	2,429,356,216
負債				
未払債務	7	19,564,590	2,982,426	32,446,604
(買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産を除く)負債		19,564,590	2,982,426	32,446,604
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産		2,422,316,016	369,257,853	2,396,909,612
				365,384,901

添付の注記は、当財務書類の一部である。

ダイワ外貨MMF

USドル・ポートフォリオ

包括利益計算書

2024年6月30日に終了した6か月間

	注記	2024年6月30日		2023年6月30日	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
収益					
損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益	2	63,531,739	9,684,778	50,123,350	7,640,803
収益合計		63,531,739	9,684,778	50,123,350	7,640,803
費用					
投資運用報酬	9	1,271,169	193,777	1,176,127	179,289
管理事務報酬	9	381,303	58,126	338,698	51,631
グローバル副保管報酬	9	410,889	62,636	364,751	55,603
受託会社報酬	9	205,327	31,300	182,376	27,801
販売会社報酬および代行協会員報酬	9	5,964,505	909,229	5,210,732	794,324
監査報酬		13,930	2,123	14,058	2,143
その他の報酬および費用		29,781	4,540	134,697	20,533
費用合計		8,276,904	1,261,731	7,421,439	1,131,324
ファイナンス費用					
分配金	2	(55,254,835)	(8,423,047)	(42,701,911)	(6,509,479)
分配後の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動		=====	=====	=====	=====

利益および損失は、専ら継続運用から生じた。

当包括利益計算書に表示された以外に、認識損益はない。

添付の注記は、当財務書類の一部である。

ダイワ外貨MMF

USドル・ポートフォリオ

買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書

2024年6月30日に終了した6か月間

	2024年6月30日		2023年6月30日	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
1月1日現在の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	2,396,909,612	365,384,901	2,046,971,033	312,040,264
買戻可能受益証券の発行	1,101,412,208	167,899,277	1,277,420,048	194,729,912
買戻可能受益証券の買戻	(1,076,005,804)	(164,026,325)	(1,101,982,843)	(167,986,265)
6月30日現在の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	2,422,316,016	369,257,853	2,222,408,238	338,783,912

添付の注記は、当財務書類の一部である。

[前へ](#)[次へ](#)

ダイワ外貨MMF

財務書類に対する注記

2024年6月30日

1. 一般情報

ダイワ外貨MMFは、1996年7月5日付の信託証書（1996年7月17日付の第一補足信託証書で改正済、2019年1月21日付で改正および改訂済）により、アイルランドに所在するユニット・トラストとして設定された。2006年6月23日付で、ダイワ外貨MMFの存続期限は無期限に延長された。ダイワ外貨MMFは、1990年ユニット・トラスト法の下でその規定に従って設定されたアンブレラ型ユニット・トラストである。ダイワ外貨MMFは、2015年6月18日付で、個人投資家向けオルタナティブ投資ファンドとしてアイルランド中央銀行（「中央銀行」）により認可された。ダイワ外貨MMFに対するEU MMF規制（「MMFR」）の効力が2019年1月21日付で発生した。これに伴い、サブ・ファンドは、中央銀行により、2019年1月21日付で公債コンスタントNAV MMFに認可された。ダイワ外貨MMFは、2019年1月21日付で個人投資家向けオルタナティブ投資ファンド公債コンスタントNAV MMFとして中央銀行により認可された。新目論見書は、2024年6月28日付で中央銀行により認可された。

欧州連合（「EU」）におけるタクソノミー規則の導入を反映するための2021年3月8日付のファンドの英文目論見書の補遺が中央銀行に提出された。タクソノミー規則の目的上、本金融商品の投資対象は環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を考慮するものではないことに注意すべきである。

2022年12月23日付でファンドの英文目論見書の第二補遺が発行され、投資運用会社は、金融サービスセクターにおける持続可能性関連開示に関する2019年11月27日付欧州議会および理事会規則（EU）2019/2088（「SFDR」）第7条に規定される金融商品レベルでのポートフォリオの持続可能性要因に関する投資判断の主たる悪影響を考慮していないことを明確にした。

ダイワ外貨MMFは、異なるクラス証券を隨時発行することができるアンブレラ型ファンドである。各クラス証券は、それぞれ別個の投資ポートフォリオを構成するファンドにおける権益を表章する。発行済クラス証券は、USドル・ポートフォリオ（以下「サブ・ファンド」という。）である。本財務書類は、サブ・ファンドのみに関するものである。

ダイワ外貨MMFのオルタナティブ投資ファンド運用会社は、エスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド（「管理会社」）である。

サブ・ファンドの主要な活動は、信託証書に列挙される公認の証券取引所において取引される優良な固定利付債券および変動利付債券に投資することにより、投資元本を維持し、高い流動性を保ちつつ、インカム収益を確保することである。

2. 重要な会計方針

サブ・ファンドが採用している重要な会計方針は、以下のとおりである。

作成の基準

ダイワ外貨MMFの財務書類は、損益を通じて公正価値で保有する金融商品の再評価額を計上して修正される取得原価主義に従い、アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行（財務報告基準第102号「英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準」（「FRS102」）および財務報告基準第104号「中間財務報告」（「FRS104」）を含む英国財務報告評議会が発行した会計基準およびアイルランドの法律）に従って適正に作成されている。

財務書類は継続企業を前提として作成されている。FRS102およびFRS104に準拠した財務書類の作成は、経営者が、方針の適用ならびに資産および負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことを要求している。

見積りおよび関連する仮定は、状況において適切と考えられる過去の経験およびその他の様々な要因に基づいており、その結果は、その他の情報源からは容易に明らかにならない資産および負債の帳簿価額に関する判断を下す基礎を形成する。実際の結果は、これらの見積りと異なる可能性がある。

見積りおよび基礎となる仮定は継続的に見直される。会計上の見積りの修正は、修正が当該事業年度だけに影響を与える場合は、見積りが修正される事業年度においてまとめられ、修正が当事業年度および将来事業年度に影響を与える場合は、修正事業年度および将来事業年度においてまとめられる。

投資有価証券

当カテゴリーは、取引用に保有される金融資産および負債と、当初に経営陣により損益計算書を通じて公正価値で測定すると指定された金融資産および負債の2つのサブ・カテゴリーに分けられる。

サブ・ファンドは、損益を通じて公正価値で測定される金融資産として債務証券への投資を分類する。投資有価証券は、公正価値の最良推定値として償却原価技法を用いた公正価額（つまりプレミアムの償却またはディスカウントの付加を調整した取得価額）で評価される、短期債務証券から構成される。投資有価証券が公正価値で表示されることを確保するため、管理会社は継続して評価の償却原価法を査定する。

現金その他の流動資産は、額面価額に（適用ある場合）当該日の終了までのクーポン未収利息を付して評価される。

FRS102の公正価値の測定に基づいて、ダイワ外貨MMFは、国際会計基準第39号の金融商品の認識および測定に関する規定を採用する。

認識／承認取消

投資有価証券の通常の購入および売却は、取引日（ダイワ外貨MMFが投資有価証券の購入または売却を行う日）に認識される。投資有価証券からキャッシュ・フローを受け取る権利が終了した時、またはダイワ外貨MMFが所有権のリスクおよび利益を実質上すべて譲渡した時に、投資有価証券の承認が取り消される。

外貨

資産および負債は、サブ・ファンドが運用する、主要な経済環境の通貨（機能通貨）である米ドル（「USD」）を用いて計算される。外貨建ての資産および負債は、期／年度末日の為替レートで米ドルに換算される。公正価値で計上される非貨幣性の外貨建て資産および負債は、公正価値が測定される日に基準通貨に転換される。取引活動から生じる外貨損益は、当期の包括利益計算書に計上される。

外貨換算

サブ・ファンドは、日本の受益者から、米ドル建ての買戻可能受益証券の買付けおよび買戻しを受理する。サブ・ファンの運用実績は、米ドルで測定され受益者に報告される。管理会社は、当該通貨がサブ・ファンドの対象取引、事象および状況の経済的影響を最も忠実に表示する通貨と考えている。本財務書類は、サブ・ファンドの機能通貨および表示通貨である、米ドルで表示される。

収益

受取利息は、実効利回り基準で会計処理される。有価証券に係るディスカウントおよびプレミアムは、当該証券の期間にわたり実効利回り基準で償却され取得される。これらは、包括利益計算書に「損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益」として表示される。

費用

費用は、発生基準で会計処理される。

買戻可能受益証券

買戻可能受益証券は、受益者の選択により買戻可能であり、FRS102セクション22に従って金融負債として分類される。受益証券1口当たりの純資産価格は、分配宣言により0.01米ドルで維持される。

買戻可能受益証券は、サブ・ファンドの純資産額の比例的部分に相当する現金によりいつでもサブ・ファンドに入れ戻すことができる。受益者がサブ・ファンドに受益証券を戻す旨の権利行使を表明した場合、買戻可能受益証券は、期／年度末日現在の買戻金額で計上される。

分配方針

管理会社は、各取引日にサブ・ファンドに関して分配を宣言する。サブ・ファンドから分配される1口当たりの金額は、サブ・ファンドの通貨の100分の1の単位に各取引日のそれぞれの1口当たり純資産価格を維持するために要求される金額に相当する。

キャッシュ・フロー計算書

ダイワ外貨MMFは、キャッシュ・フロー計算書を作成しないというFRS102セクション7.1に従うオープン・エンド型投資信託に適用可能な免除規定を享受している。

3. 金融商品の公正価値

以下の表は、公正価値で認識される金融商品を表示し、以下に基づく公正価値で分析されている。

- 同一の資産または負債に関する活発な市場における取引値（レベル1）、
- （価格について）直接的にまたは（価格から派生して）間接的に、資産または負債に関して観測可能なレベル1に含まれる取引値以外のインプットを含む（レベル2）、および
- 観測可能な市場データ（観測できないインプット）に基づかない資産または負債に関するインプット（レベル3）。

	2024年6月30日 米ドル	2023年12月31日 米ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
債務証券	1,867,854,817	1,776,370,687
クーポン未収利息	3,477,303	3,717,320
	1,871,332,120	1,780,088,007

サブ・ファンドが保有する全証券は、レベル2として分類される。2024年6月30日に終了した6か月間および2023年12月31日に終了した年度に、レベル間での重要な資産譲渡はなかった。

公正価値で測定されない金融資産および金融負債

損益を通じて公正価値で測定されない金融資産および金融負債は、帳簿価額が公正価値に近似する短期金融資産および金融負債である。定期預金を含む現預金は、公正価値ヒラルキ - のレベル1に分類され、損益を通じて公正価値で測定されないその他のすべての金融資産および負債は、レベル2に分類される。

4. 投資有価証券

サブ・ファンドの金融商品から生じる主なリスクは、以下のように要約される。

市場リスク

市場リスクは、保有金融商品の将来の価格の不確実性から生じる。それは、サブ・ファンドが価格変動に直面した際に保有するマーケット・ポジションを通して被る潜在的損失を表す。市場リスクは、3種類のリスク（すなわち、価格リスク、通貨リスクおよび金利リスク）から構成されている。

価格リスク

価格リスクは、サブ・ファンドの金融商品の公正価値が金利または為替の動向以外の要因によって引き起こされる市場価格の変動の結果として変動するというリスクである。サブ・ファンドの金融商品は、直接的には価格リスクにさらされていない。

2022年2月24日にロシアはウクライナへの軍事侵攻を開始した。ロシアのウクライナ侵攻は、世界経済に重大なリスクをもたらす。これによって生じる地政学的不安定性、金融市場のボラティリティ、インフレおよびロシアへの制裁措置ならびに相対的に金利が高い環境がサブ・ファンドに与える最終的な影響を、現時点で予測することは困難である。

通貨リスク

通貨リスクは、機能通貨以外の通貨のエクスポージャーの不利な値動きによりサブ・ファンドが被る潜在的損失を表す。各クラスの投資有価証券はすべて、当該クラスの機能通貨建てであり、財政状態計算書および包括利益計算書が為替変動の重大な影響を受けることはない。

金利リスク

かかるリスクは、金融商品の公正価値が市場の金利動向に起因して変動するリスクとして定義される。リスクは、公正価値が金利環境の変化によって影響を受ける金融商品に生じる。

以下の表は、期 / 年度末現在の金利リスクに対するサブ・ファンドのエクスポージャーの概要である。契約上の価格改定日または満期日のいづれか早い時期によって分類された、公正価値でのサブ・ファンドの資産および取引負債が含まれている。

2024年6月30日

	1か月未満 米ドル	1~3か月 米ドル	4~6か月 米ドル	無利息 米ドル	合計 米ドル
資産					
定期預金を含む現預金	567,087,249	-	-	-	567,087,249
未収債権	-	-	-	3,461,237	3,461,237
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	702,082,354	987,569,333	181,680,433	-	1,871,332,120
資産合計	1,269,169,603	987,569,333	181,680,433	3,461,237	2,441,880,606
負債					
未払債務	-	-	-	19,564,590	19,564,590
(買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産を除く)負債	-	-	-	19,564,590	19,564,590
金利感応度ギャップ合計	1,269,169,603	987,569,333	181,680,433	N/A	N/A
				(N/A : 該当なし)	

2023年12月31日

	1か月未満 米ドル	1~3か月 米ドル	4~6か月 米ドル	無利息 米ドル	合計 米ドル
資産					
定期預金を含む現預金	639,509,915	-	-	-	639,509,915
未収債権	-	-	-	9,758,294	9,758,294
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	600,449,567	995,277,203	184,361,237	-	1,780,088,007
資産合計	1,239,959,482	995,277,203	184,361,237	9,758,294	2,429,356,216
負債					
未払債務	-	-	-	32,446,604	32,446,604
(買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産を除く)負債	-	-	-	32,446,604	32,446,604
金利感応度ギャップ合計	1,239,959,482	995,277,203	184,361,237	N/A	N/A
				(N/A : 該当なし)	

変動利付投資有価証券に関する受取金利を決定するためのベンチマーク・レートは、サブ・ファンドについてはLIBOR(ロンドン銀行間取引金利)に、特定のペーベシス・ポイント(bps: 100分の1%)を加えるか差引いたものに基づいている。

毎週の値洗い評価は、投資運用会社によって行われる。このテストとは別に、投資運用会社は、少なくとも週一回値洗い評価を独自に行う。これには、イールド・カーブの変化に対して働く負荷テストが含まれる(現在投資運用会社は、並列利益曲線の上昇を50および100ペーベシス・ポイントに設定している。)。

以下の表は、金利がマイナス50ベーシス・ポイントからプラス100ベーシス・ポイントの間で変動するユニット価格に影響を及ぼす比率を表示している。

2024年6月30日

	+100bps	+50bps	-25bps	-50bps
USドル・ポートフォリオ	-0.11%	-0.06%	0.03%	0.06%

2023年12月31日

	+100bps	+50bps	-25bps	-50bps
USドル・ポートフォリオ	-0.11%	-0.06%	0.03%	0.06%

流動性リスク

流動性リスクは、ボラティリティが高い金融市場の混乱時に、サブ・ファンドがその投資の規模を合理的価格で早急に調整できない可能性を表す。サブ・ファンドの資金は容易に換金可能な資産に投資され、オーバーナイトの現金残高として約15%が留保されるが、その数値は資金流出が判明している場合および市場混乱の場合には増加される。投資顧問会社は、大量買戻しの潜在性について情報を入手するために頻繁に販売会社と連絡を取る。市場の混乱時には、資産の現金化はさらに困難になり、これが観察され監視され、必要な場合には、満期が短縮され、オーバーナイト・キャッシュが増加される。

管理会社は、サブ・ファンドに適用される週次の流動性基準値の遵守を確保するための慎重かつ厳格な流動性管理手続を制定し、実施しあつ常時適用するものとする。週次の流動性基準値の遵守を確保するために、1週間満期の資産が、()当該ポートフォリオの純資産価額の30%を下回り、かつ、1取引における一日の純買戻し額が10%を超える場合、または、()サブ・ファンドの純資産価額の10%を下回る場合、管理会社は直ちに通知を受け、MMF規則に基づき許容される一または複数の措置を適用するかを決定するために、当該サブ・ファンドの受益者の利益に関して適切な措置を決定するための文書化された評価を実施するものとする。

以下の流動性リスクの表は、期／年度末日現在の約定満期日までの残存期間に基づいてグループ分けをしたサブ・ファンドの金融資産の分析である。

	2024年6月30日	2023年12月31日
現金	23.29%	26.47%
2 - 7日	9.03%	2.90%
8 - 30日	17.21%	18.50%
31 - 90日	43.01%	44.50%
91 - 180日	7.46%	7.63%
181 - 365日	0.00%	0.00%
365日超	0.00%	0.00%

すべての金融負債は、1ヶ月以内に期限到来する。

信用リスク

信用リスクは、取引相手方がサブ・ファンドに対し債務をその条件どおりに履行しなかった場合にサブ・ファンドが負うこととなる損失によって測られる。サブ・ファンドは、取引相手方の信用リスクにさらされ、また決済不履行のリスクも負っている。サブ・ファンドは、十分な経験、知識および信用度を有する有力な取引相手方のみを選別する。上場有価証券の全取引は、承認されたプローカーを介して引渡し時に決済され／支払われる。売却有価証券の引渡しは、プローカーが支払を受領した時点でのみ行われるので、デフォルト・リスクは非常に少ないと考えられる。買付代金の支払は、プローカーが有価証券を受領した時点で行われる。オーバーナイト・デポジットに預託される現金はすべて、慎重に選定されたリストの銀行に預けられる。銀行の倒産または破産により、預金に関するサブ・ファンドの権利が妨げられるか制限されることがある。投資運用会社は、S & P グローバル社およびムーディーズ社により報告される、当該銀行の信用格付を監視する。

サブ・ファンドはまた、借り手が契約上の義務を履行しなかったことに起因する信用リスクにさらされている。サブ・ファンドが投資する有価証券やその他の商品の発行者の信用が悪化し、当該有価証券や商品に対する投資金額または当該有価証券や商品に対する支払い金額の一部またはすべてが損失につながらないという保証はない。

受託会社のエスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッドは、副保管会社として三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店を任命している。副保管会社である三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店のフィッチ社信用格付けはA-である。三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店は、次にグローバル副保管会社としてブラウン・プラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（「BBH」）を任命している。BBHは、当期末現在A+（2023年12月31日：A+）のフィッチ社信用格付を得ている。サブ・ファンドの投資および現金は、キャッシュ・マネジメント・スwiープ（「CMS」）に現金が保管されていた場合を除き、期／年度末現在、グローバル副保管会社に保有されていた。副保管会社またはグローバル副保管会社の倒産または破産により、副保管会社またはグローバル副保管会社に保管されている投資債務証券に関するサブ・ファンドの権利が妨げられるか制限される可能性があった。サブ・ファンドの組入証券は、グローバル副保管会社により別口座で保管された。したがって、グローバル副保管会社が破産または倒産した場合、サブ・ファンドの資産は分別管理された。しかし、サブ・ファンドは、サブ・ファンドの現金に関し、グローバル副保管会社、CMS取引相手方または（副保管会社が利用する）預託会社の信用リスクにさらされていた。グローバル副保管会社、CMS取引相手方または（副保管会社が利用する）預託会社が破産または倒産した場合、サブ・ファンドは、サブ・ファンドの現金保有高に関し、これらの事業体の一般債権者とみなされる可能性があった。

回収勘定に保有されるオーバーナイトの現金残高は、ポートフォリオに投資される前、または受益証券の買戻しに関連して受益者に支払われる前を含めて、キャッシュ・スwiープ・プログラム（以下「回収勘定キャッシュ・スwiープ・プログラム」という。）の対象となる可能性があった。回収勘定キャッシュ・スwiープ・プログラムは、S & P グローバル社、ムーディーズ社またはフィッチによる「A」以上の信用格付けを有する第三者であるカウンターパーティ（以下「回収勘定キャッシュ・スwiープ・カウンターパーティ」という。）において保有される1つまたは複数の共同顧客口座に当該資金を保管することが含まれていた。受益者は、回収勘定キャッシュ・スwiープ・プログラムの結果、回収勘定キャッシュ・スwiープ・カウンターパーティに対するカウンターパーティ・エクスポージャーをとることになる点に留意すべきであった。「回収勘定」とは、（ ）投資者からサブ・ファンドに支払われる申込金の受領、ならびに（ ）受益者への買戻代金および／または分配金の払戻しのために使用された管理会社が運用する勘定をいう。

サブ・ファンドが取引している格付適格証券をすべて記載した投資ユニバースについては、記録がなされ、ムーディーズ社またはS & P グローバル社による格付の変更を記録するために監視される。

	2024年6月30日	2023年12月31日
Aaa	36.09%	41.80%
Aa1	20.40%	11.08%
Aa2	11.77%	13.39%
Aa3	9.79%	9.24%
A1	21.95%	24.49%

すべての投資有価証券は、購入時に、S & P グローバル・レーティング社によるA1およびA2ならびにムーディーズ・インベスターーズ・サービス社によるP1およびP2を含む、ひとつの格付け機関による最上位二つの短期格付けカテゴリー（サブ・カテゴリーまたは相対的な順位を示す補整が存在する可能性がある。）のいずれかひとつに分類される。

以下の表は、サブ・ファンドが保有する有価証券の種類別百分率を表している。

	2024年6月30日	2023年12月31日
現金	23.29%	26.47%
コマーシャル・ペーパー	76.71%	72.58%
債券	0.00%	0.95%

2024年6月30日に終了した6か月間および2023年6月30日に終了した6か月間の投資有価証券取引からの（損）益はすべて包括利益計算書に計上されている。

5. 定期預金を含む現預金

現預金残高は、CMSまたは別の金融機関に現金が保管されている場合を除き、グローバル副保管会社に保有されている。CMSは、第三者取引相手方が保有する一つまたは複数の共同顧客口座に現金を保管することが含まれる。CMSの結果、ポートフォリオはCMS取引相手方に対して取引相手方エクスポージャーを有する。現預金残高および定期預金は、上記の注記4に詳述されている。

サブ・ファンドは、未使用の米ドル建の要求払預金残高および未確定外貨建て要求払預金残高を、承認された金融商品の一つである無制限のオーバーナイト・デポジット商品に投資するためにグローバル副保管会社のキャッシュ・マネジメント・サービスに申込むことを一定の限定された状況下で同意している。資金は、投資家からサブ・ファンドに拠出のため電信為替送金される場合、買戻資金がサブ・ファンドから電信為替送金される場合、または手数料がサブ・ファンドから公認の第三者ベンダーに支払われる場合、一時的に、また短期間のみその口座に保有される。

かかる預金は、預託機関の管轄地域における国内行為および当該通貨の管轄地域における国内行為を服することがあり、凍結、押収もしくは減縮されることも含むが、それらに限定されるものではない。いかなる場合でも、預金が最終的に預託される機関によってかかる商品に係る元利金支払に伴うリスクは、サブ・ファンドの勘定に専ら関するものである。すべての現金は、CMSに現金が保管されている場合を除き、期／年度末現在グローバル副保管会社に保有されていた。

6. 未収債権

	2024年6月30日 米ドル	2023年12月31日 米ドル
ファンド証券売却未収金	3,461,237	9,758,294
	3,461,237	9,758,294

7. 未払債務

	2024年6月30日 米ドル	2023年12月31日 米ドル
ファンド証券買戻未払金	14,326,605	1,861,552
未払報酬（注9）	4,302,913	4,221,521
未払分配金	935,072	1,866,536
投資有価証券購入未払金	-	24,496,995
	19,564,590	32,446,604

8. 期 / 年度中の買戻可能受益証券の発行および買戻し

	2024年6月30日 (口数)	2023年12月31日 (口数)
期首発行済受益証券	239,690,946,760	204,697,088,543
発行受益証券	110,141,220,825	269,024,480,057
買戻受益証券	(107,600,579,644)	(234,030,621,840)
期末発行済受益証券	<u>242,231,587,941</u>	<u>239,690,946,760</u>

9. 報酬および費用

サブ・ファンドは、管理会社および受託会社に対して、合計してサブ・ファンドの純資産額の年率1%を超えない額の報酬を支払う。かかる報酬は日々発生し、各四半期末に後払いされる。管理報酬の中から投資運用会社に支払われる報酬は、日々発生し四半期につき2回支払われる。投資運用会社は、投資顧問会社に対する報酬を支払う。代行協会員および販売会社は、直接当該ポートフォリオの管理事務費用から現金支出費の払戻しを受ける。サブ・ファンドはまた、管理会社に対して一切の管理事務費用の払戻しをする。

受託会社は、サブ・ファンドからグローバル副保管会社の報酬および立替金を含む支出経費の払戻しを受ける。

管理会社は、サブ・ファンドから受領した報酬から、投資運用会社、販売会社および代行協会員の報酬を支払う。

期 / 年度末現在の未払報酬は、以下のとおりである。

	2024年6月30日 米ドル	2023年12月31日 米ドル
投資運用報酬	646,658	653,160
管理事務報酬	194,025	192,808
グローバル副保管報酬	209,170	207,604
受託会社報酬	104,485	103,819
販売会社報酬および代行協会員報酬	2,985,004	2,867,266
監査報酬	13,631	28,104
その他の費用	149,940	168,760
	<u>4,302,913</u>	<u>4,221,521</u>

10. 利害関係者間取引

通常の取引で生じた以外に利害関係者とのいかなる取引も存在しなかった。管理事務代行会社、受託会社、投資運用会社、投資顧問会社および販売会社 / 代行協会員は、FRS102の下で利害関係者であるとみなされる。当期 / 年度中に利害関係者に支払われた報酬は、包括利益計算書上に開示されている。期 / 年度末現在の利害関係者への未払金額は、注記9に開示されている。

中央銀行のAIFルールブックの要件に準拠して、管理会社、受託会社、投資運用会社、または代理人もしくはグループ会社（「関係会社」）によってダイワ外貨MMFと行われる取引はすべて、対等当事者間取引のように遂行され、受益者の最善の利益に適うものでなければならない。管理会社は、上記に示した責務が関係会社とのすべての取引に適用されることが確保されるために（文書化された手順で証明される）取決めが存在し、当期 / 年度中に締結された関係会社との取引がその責務を遵守していることに満足している。

2024年6月30日に終了した期末のダイワ外貨MMFの取引評価日現在の受益証券保有者に帰属する純資産の20%以上を保有する投資家の数は2名（2023年12月31日：2名）である。この数字には、大和証券株式会社および三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が含まれている。大和証券株式会社は、日本における販売会社である。

11. 純資産の推移

	2024年6月30日	2023年12月31日	2022年6月30日
USドル・ポートフォリオ			
純資産額(米ドル)	2,422,316,016	2,396,909,612	2,222,408,238
受益証券数(口)	242,231,587,941	239,690,946,760	222,240,813,684
1口当たり純資産価格(米ドル)	0.01	0.01	0.01

12. 税金

現行法および慣行に従って、ダイワ外貨MMFは、1997年租税統合法(改正済)の第739条Bに定義される投資信託として適格性を有している。ダイワ外貨MMFは、その収益またはキャピタル・ゲインに対してアイルランドの税金を課せられることがない。しかし、ダイワ外貨MMFに「課税対象事由」が発生した場合には、アイルランドの税金が課せられる。課税対象事由には、受益者への分配金の支払または受益証券の換金、償還、消却、譲渡もしくは受益証券の購入から8年経過した時点で受益証券を保有していたために生じるアイルランド税の目的によるみなし処分が含まれる。アイルランド免税投資家(1997年租税統合法(改正済)の第739条Dに概説される。)、またはアイルランド非居住者で課税対象事由発生時に税法上アイルランドに通常居住していない受益者に関しては、課税対象事由についてダイワ外貨MMFに税金は生じない。ただし、それぞれの場合に、1997年租税統合法(改正済)のスケジュール2Bに基づき必要な署名入り法定申告書が、ダイワ外貨MMFによって保持されなければならない。ダイワ外貨MMFが受領するキャピタル・ゲイン、配当金およびクーポン利息には、投資国が徴税する源泉税が課せられることがあり、かかる税金はダイワ外貨MMFまたは受益者に還付されない。

13. ソフト・コミッショナード協定

サブ・ファンドは、いかなるソフト・コミッショナード協定も締結していない。

14. 当期中の重要な事象

中央銀行によって2024年6月28日付で承認された英文目論見書(改訂済)は、下記が更新された。

- ・2024年7月1日付で効力が発生するダイワ外貨MMFの報酬および手数料に関するより詳細な情報
- ・以前承認された追補条項の組込み
- ・償還されたポートフォリオに関する参考情報と別紙の削除

15. 後発事象

2024年6月30日後2022年8月9日までの間に、サブ・ファンドにおいて354,049,955米ドルの受益証券が発行され、288,379,279米ドルの受益証券が買い戻された。

当期末後から本財務書類が承認された日までに、財務書類上で開示を要求されるその他の事象は発生しなかった。

16. 比較数値

包括利益計算書、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書および対応する注記における比較数値は、2023年6月30日に終了した6か月間のものである。財政状態計算書および対応する注記における比較数値は、ダイワ外貨MMFの前会計年度末である2023年12月31日現在のものである。

17. 財務書類の承認

財務書類は、管理会社の取締役会により、2024年8月9日に承認された。

[前へ](#)

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

ダイワ外貨MMF
USドル・ポートフォリオ

投資有価証券明細表
2024年6月30日

	名目保有高	公正価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
債務証券			
オーストラリア (2023年12月31日 : 4.13%)			
Export Finance and Insurance Corp 5.40% 19-Aug-24	31,000,000	30,775,218	1.27
Export Finance and Insurance Corp 5.40% 03-Sep-24	30,000,000	29,715,878	1.23
Export Finance and Insurance Corp 5.42% 24-Sep-24	30,000,000	<u>29,621,722</u>	1.22
		<u>90,112,818</u>	<u>3.72</u>
オーストリア (2023年12月31日 : 3.54%)			
Republic of Austria 5.33% 10-Jul-24	25,000,000	24,967,130	1.03
Republic of Austria 5.35% 17-Jul-24	30,000,000	29,929,618	1.24
Republic of Austria 5.36% 02-Aug-24	30,000,000	29,858,998	1.23
Republic of Austria 5.36% 30-Sep-24	30,000,000	<u>29,599,144</u>	1.22
		<u>114,354,890</u>	<u>4.72</u>
カナダ (2023年12月31日 : 4.64%)			
Export Development Canada 5.36% 03-Dec-24	25,000,000	<u>24,437,216</u>	1.01
		<u>24,437,216</u>	<u>1.01</u>
フィンランド (2023年12月31日 : 3.28%)			
Municipality Finance Plc 5.36% 07-Aug-24	50,000,000	49,728,277	2.05
Municipality Finance Plc 5.37% 28-Aug-24	30,000,000	<u>29,743,964</u>	1.23
		<u>79,472,241</u>	<u>3.28</u>
フランス (2023年12月31日 : 11.17%)			
Acoss (Agence Central) 5.27% 02-Jul-24	115,000,000	114,983,173	4.75
Caisse Des Depos Et Consignations 5.38% 16-Jul-24	30,000,000	29,933,652	1.24
Caisse Des Depos Et Consignations 5.37% 22-Jul-24	25,000,000	24,922,736	1.03
Caisse Des Depos Et Consignations 5.39% 26-Jul-24	30,000,000	29,889,218	1.23
Caisse Des Depos Et Consignations 5.42% 24-Oct-24	30,000,000	29,489,952	1.22
SNCF SA 5.42% 17-Sep-24	40,000,000	<u>39,537,143</u>	1.63
		<u>268,755,874</u>	<u>11.10</u>
ドイツ (2023年12月31日 : 16.55%)			
Erste Abwicklungsanst 5.35% 16-Jul-24	40,000,000	39,912,434	1.65
Erste Abwicklungsanst 5.36% 02-Aug-24	30,000,000	29,858,998	1.23
Erste Abwicklungsanst 5.39% 15-Aug-24	40,000,000	39,733,918	1.64
KFW 5.35% 20-Aug-24	30,000,000	29,780,293	1.23
KFW 5.35% 03-Sep-24	30,000,000	29,719,829	1.23
Landeskreditbk Baden-Wuertt Foerdbank 5.35% 24-Jul-24	35,000,000	34,881,965	1.44
Landwirtschaft Rentenbank 5.35% 31-Jul-24	35,000,000	34,846,063	1.44
Landwirtschaft Rentenbank 5.40% 20-Sep-24	25,000,000	24,700,111	1.02
Landwirtschaft Rentenbank 5.38% 24-Sep-24	30,000,000	29,624,596	1.22
NRW Bank 5.40% 05-Sep-24	30,000,000	29,707,043	1.23
NRW Bank 5.37% 25-Sep-24	30,000,000	29,620,360	1.22
NRW Bank 5.40% 07-Oct-24	50,000,000	49,278,315	2.03
Saxony-Anhalt 5.33% 02-Jul-24	25,000,000	24,996,344	1.03
Saxony-Anhalt 5.35% 05-Jul-24	30,000,000	29,982,407	1.24
Saxony-Anhalt 5.33% 21-Aug-24	30,000,000	<u>29,779,620</u>	1.23
		<u>486,422,296</u>	<u>20.08</u>

名目保有高	公正価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
-------	---------------	--------------

債務証券**ルクセンブルグ (2023年12月31日 : 1.23%)**

Banque Et Caisse D'Epargne de L'et	5.26%	29-Jul-24	30,000,000	29,880,557	1.23
Banque Et Caisse D'Epargne de L'et	5.42%	17-Sep-24	30,000,000	29,656,044	1.22
Banque Et Caisse D'Epargne de L'et	5.41%	15-Oct-24	25,000,000	24,610,829	1.02
				<u>84,147,430</u>	<u>3.47</u>

オランダ (2023年12月31日 : 1.03%)

Bank Nederlandse Gemeenten	5.37%	16-Aug-24	20,000,000	19,865,343	0.82
Bank Nederlandse Gemeenten	5.38%	27-Aug-24	30,000,000	29,749,099	1.23
Bank Nederlandse Gemeenten	5.38%	17-Sep-24	30,000,000	29,656,662	1.22
Nederlandse Waterschapsbank	5.35%	05-Jul-24	50,000,000	49,970,675	2.06
Nederlandse Waterschapsbank	5.37%	09-Aug-24	35,000,000	34,799,144	1.44
				<u>164,040,923</u>	<u>6.77</u>

ニュージーランド (2023年12月31日 : 2.89%)

New Zealand Government	5.35%	12-Jul-24	35,000,000	34,943,548	1.44
New Zealand Government	5.39%	29-Aug-24	30,000,000	29,738,593	1.23
				<u>64,682,141</u>	<u>2.67</u>

フィリピン (2023年12月31日 : 2.06%)

Asian Development Bank	5.35%	22-Jul-24	50,000,000	49,845,383	2.06
				<u>49,845,383</u>	<u>2.06</u>

国際機関 (2023年12月31日 : 13.71%)

Council of Europe Development Bank	5.31%	12-Sep-24	35,000,000	34,633,095	1.43
Council of Europe Development Bank	5.39%	07-Nov-24	30,000,000	29,436,109	1.21
Eurofima	5.41%	31-Jul-24	25,000,000	24,888,418	1.03
European Investment Bank	5.37%	13-Sep-24	30,000,000	29,673,633	1.22
European Investment Bank	5.40%	20-Sep-24	25,000,000	24,700,385	1.02
International Development Association	5.36%	08-Aug-24	30,500,000	30,329,394	1.25
International Development Association	5.36%	22-Aug-24	30,000,000	29,770,872	1.23
International Development Association	5.38%	10-Sep-24	30,000,000	29,686,000	1.23
				<u>233,117,906</u>	<u>9.62</u>

スウェーデン (2023年12月31日 : 6.13%)

City of Gothenburg	5.39%	09-Sep-24	45,000,000	44,534,920	1.84
Kingdom of Sweden	5.38%	13-Aug-24	25,000,000	24,840,723	1.02
Kommuninvest I Sverige AB	5.39%	05-Dec-24	25,000,000	24,428,012	1.01
				<u>93,803,655</u>	<u>3.87</u>

イギリス (2023年12月31日 : 3.75%)

Bank of England	5.33%	09-Jul-24	30,000,000	29,964,939	1.24
Bank of England	5.35%	12-Jul-24	25,000,000	24,959,677	1.03
Bank of England	5.38%	19-Jul-24	35,000,000	34,907,114	1.44
Bank of England	5.38%	16-Aug-24	25,000,000	24,830,314	1.03
				<u>114,662,044</u>	<u>4.74</u>

債務証券

クーポン未収利息 (2023年12月31日 : 0.16%)			1,867,854,817	77.11
			<u>3,477,303</u>	<u>0.14</u>

債務証券合計 (2023年12月31日 : 74.27%)			1,871,332,120	77.25
			<u>1,871,332,120</u>	<u>77.25</u>

**ダイワ外貨MMF
USドル・ポートフォリオ**

組入証券変動明細表

2024年6月30日

	名目取得高	名目売却高
Bank of England 5.35% 12-Apr-24	25,000,000	
Bank of England 5.30% 16-May-24	25,000,000	
Bank of England 5.35% 12-Jul-24	25,000,000	
Bank of England 5.38% 16-Aug-24	25,000,000	
Banque Et Caisse D'Epargne de L'et 5.41% 15-Oct-24	25,000,000	
Bank Nederlandse Gemeenten 5.34% 25-Apr-24	25,000,000	
Bank Nederlandse Gemeenten 5.34% 20-Jun-24	25,000,000	
Bank Nederlandse Gemeenten 5.37% 16-Aug-24	20,000,000	
Caisse Des Depos Et Consignations 5.34% 10-Apr-24	25,000,000	
Caisse Des Depos Et Consignations 5.37% 22-Jul-24	25,000,000	
Eurofima 5.34% 16-Feb-24	20,000,000	
Eurofima 5.36% 02-Apr-24	20,000,000	
Eurofima 5.36% 15-Apr-24	25,000,000	
Eurofima 5.36% 31-May-24	25,000,000	
Eurofima 5.41% 31-Jul-24	25,000,000	
European Investment Bank 5.40% 20-Sep-24	25,000,000	
Export Development Canada 5.28% 23-May-24	25,000,000	
Export Development Canada 5.36% 03-Dec-24	25,000,000	
Kingdom of Sweden 5.35% 08-Mar-24	18,000,000	
Republic of Austria 5.33% 10-Jul-24	25,000,000	

上記の表は、アイルランド中央銀行によって要求される、当期中の投資有価証券の変動計算書を表示する。同表は、当期中ににおける取得有価証券の上位20銘柄を表示している。同表は、期首現在保有高および期末現在保有高間の調整について表示するものではない。

注：当期において投資有価証券の売却は行われなかった。すべての投資有価証券は通常の商取引において満期を迎える。

[前へ](#)

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

授権株式資本は、1株当たり1スターリング・ポンドの普通スターリング・ポンド株式40万株および1株当たり1ユーロの普通ユーロ株式1億株である。2024年7月末日現在、払込済株式資本は、40万スターリング・ポンド(約7,830万円)および6,250万ユーロ(約103億563万円)である。

(注) スターリング・ポンド(以下「英ポンド」という。)およびユーロの円貨換算は、2024年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=195.76円、1ユーロ=164.89円)による。以下同じ。

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は、投資信託の管理を行うことを主たる目的とする。また、管理会社は、アイルランド中央銀行によりオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されている。ダイワ外貨MMFおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにダイワ外貨MMFの資産に直接または間接に付随する権利の行使を含む管理運用業務を行う。管理会社は、ポートフォリオの資産の投資について管理会社に運用業務を提供する投資運用会社としてダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッドを任命している。

管理会社は、隨時改訂される管理会社および受託会社の間で締結された2019年1月21日付改訂・再録信託証書(以下「信託証書」という。)の終了まで、管理会社として行為するものとするが、アイルランド中央銀行が承認する他の会社のために辞任する権利を有する。()管理会社が清算手続(受託会社により予め書面をもって承認される条件に従って組織変更または合併の目的で行う任意清算を除き)に入った場合、または管理会社の資産に管財人が選任された場合、または()十分な理由に基づき受託会社が管理会社の変更が受益者の利益にとって好ましいという意見を書面をもって述べた場合、または()受益者が特別決議をもって管理会社が退任すべき旨を決定した場合、受託会社は、()の場合には直ちに、()および()の場合は3か月経過後、(アイルランド中央銀行の承認に基づき)後任の管理会社を任命するが、信託証書を終了し、ダイワ外貨MMFを解散することもできる。アイルランド中央銀行は、管理会社を、退任させるかまたは交替させることができる。管理会社は、自己の故意による違法行為または過失についてのみ責任を負い、それ以外の場合は、信託証書に基づき管理会社が行う活動の結果生じる損失について、受託会社、ダイワ外貨MMFまたは受益者に対し責任を負わない。特に、管理会社は、投資運用会社またはその投資顧問会社の助言により善意により行うことについて責任を負わない。管理会社は、管理会社がその職務の適切な遂行において、(管理会社の過失または故意による違法行為を理由とする場合は別として)管理会社が被る一切の行為、実費、請求、損失、損害および費用についてダイワ外貨MMFに対し、賠償責任を負わない。

管理会社の取締役は、本書中の情報に対して責任を負う。取締役の知りまたは信じる限りにおいて、本書中の情報は事実に基づくものであり、かかる情報の意味に影響を与える事項は省略されていない(取締役はこれらの点が確保されるよう、あらゆる合理的な注意を払う。)。取締役はこれに従った責任を負う。

信託証書は、アイルランド中央銀行の承認に基づき、管理会社が、管理会社の職務を他の当事者に委託することを許容している。管理会社は、日本における販売会社をダイワ外貨MMFの販売会社として任命している。

また、管理会社はファンドの管理事務の業務および機能も担う。管理会社は、信託証書に基づき、ファンドの投資目的および投資方針を考慮した上で、ファンドの一般的な管理運用業務および隨時改訂される2013年欧洲連合(オルタナティブ投資ファンド運用会社)規則(2013年法律第257号)の確実な遵守(投資対象および投資方針を考慮しながら、ポートフォリオの資産の投資および再投資を含む。)につき責任を負う。管理会社は、投資運用契約に従い、ポートフォリオに関するポートフォリオ運用機能およびリスク管理機能の一部を、投資運用会社に委託した。

管理会社は、法律上および営業上、投資運用会社から独立しており、かかる委託を受けた者らと管理会社の間にはいかなる関係も存在しない。

管理会社は、その意思決定手続および組織構造がファンドの受益者を確実に公平に取り扱うよう確保する。

受益者の公平な取扱い

管理会社は、その全ての決定において、ファンドの受益者を公平に取り扱うよう確保し、また、管理会社が一または複数の受益者を優先的に取り扱うことが、他の受益者に全体的に重大な不利益を生じさせないよう確保するものとする。

管理会社は、ファンドの投資方針、流動性特性および買戻方針の一貫性の確保に努める。ファンドの投資方針、流動性特性および買戻方針は、受益者が全受益者の公平な取扱いに沿う方法で、かつ、ファンドの買戻方針および義務に従って自己の投資対象を買い戻す能力を有する場合に、一貫しているとみなされる。投資方針、流動性特性および買戻方針の一貫性の評価において、管理会社は、かかる買戻しが原資産価格またはファンドの個別資産のスプレッドに及ぼしうる影響につき考慮するものとする。

2024年7月末日現在、管理会社は、アイルランド籍およびルクセンブルグ籍の契約型投資信託および投資法人6本（サブ・ファンド10本）（純資産総額：2,595,219,712.91米ドル、309,556,447,344円、1,620,799,253.00ノルウェー・クローネおよび394,701.92ユーロ）の管理および運用を行っている。

設立国	基本的性格	サブ・ファンドの本数	純資産総額
アイルランド	契約型投資信託 (MMF)	1	2,493,896,271.28米ドル
アイルランド	契約型投資信託	7	101,323,441.63米ドル
			309,556,447,344円
			1,620,799,253.00ノルウェー・クローネ
ルクセンブルグ	投資法人	2	394,701.92ユーロ

(3) その他

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事および与えることが予想される事実はない。

[前へ](#)

[次へ](#)

(2) その他の訂正

訂正箇所は下線で示します。

表紙

<訂正前>

(前 略)

届出の対象とした募集外国投資信託受益証券の金額

USドル・ポートフォリオ

100億アメリカ合衆国ドル(約1兆5,690億円)を上限とする。

(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、2024年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル = 156.90円)による。

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

届出の対象とした募集外国投資信託受益証券の金額

USドル・ポートフォリオ

100億アメリカ合衆国ドル(約1兆5,244億円)を上限とする。

(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、2024年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル = 152.44円)による。

(後 略)

第一部 証券情報

(3) 発行（売出）価額の総額

<訂正前>

USドル・ポートフォリオ

100億米ドル(約1兆5,690億円)を上限とする。

(注1) 米ドルの円貨換算は、便宜上2024年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル = 156.90円)による。

(後 略)

<訂正後>

USドル・ポートフォリオ

100億米ドル(約1兆5,244億円)を上限とする。

(注1) 米ドルの円貨換算は、便宜上2024年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル = 152.44円)による。

(後 略)

(8) 申込取扱場所

<訂正前>

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(以下「大和証券」という。)

ホームページ・アドレス：<https://www.daiwa.jp/>

内藤証券株式会社 大阪府大阪市北区中之島三丁目3番23号 中之島ダイビル19階

(以下「内藤証券」という。)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番2号

(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」という。)

SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(以下「SMBC日興証券」という。)

ひろぎん証券株式会社 広島県広島市中区紙屋町一丁目3番8号

(以下「ひろぎん証券」という。)

あかつき証券株式会社 東京都中央区日本橋小舟町8番1号

(以下「あかつき証券」という。)

(以下、上記各社を併せて「日本における販売会社」という。)

(注) 上記各金融商品取引業者の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

<訂正後>

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(以下「大和証券」という。)

ホームページ・アドレス：<https://www.daiwa.jp/>

内藤証券株式会社 大阪府大阪市北区中之島三丁目3番23号 中之島ダイビル19階

(以下「内藤証券」という。)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番2号

(以下「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」という。)

SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(以下「SMBC日興証券」という。)

ひろぎん証券株式会社 広島県広島市中区紙屋町一丁目3番8号

(以下「ひろぎん証券」という。)

あかつき証券株式会社 東京都中央区日本橋小舟町8番1号

(以下「あかつき証券」という。)

リテラ・クレア証券株式会社^(注2) 東京都中央区京橋一丁目2番1号

(以下「リテラ・クレア証券」という。)

(以下、上記各社を併せて「日本における販売会社」という。)

(注1) 上記各金融商品取引業者の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

(注2) リテラ・クレア証券株式会社は、2024年9月30日より申込みの取扱いを開始する。

第二部 ファンド情報

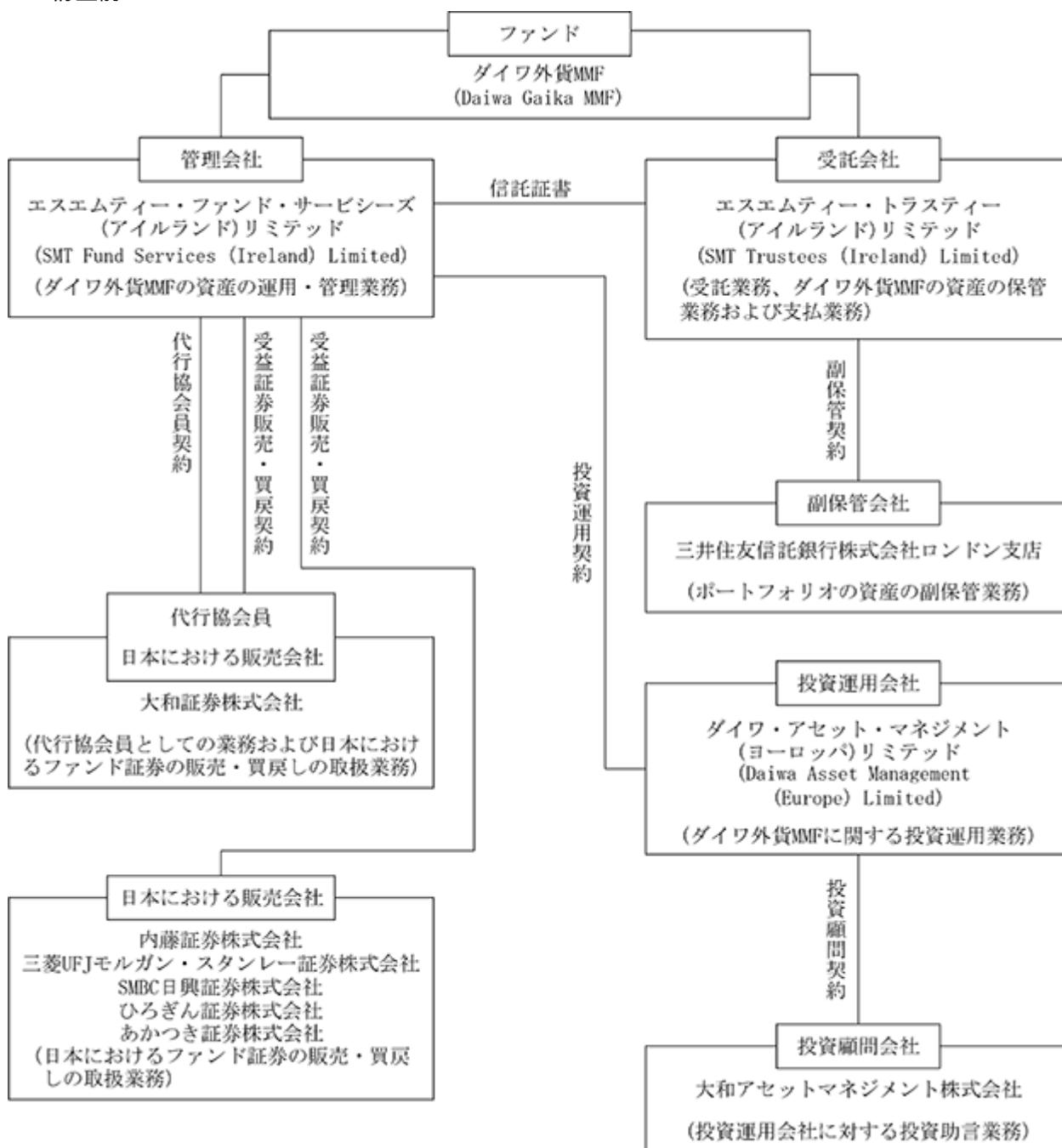
第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

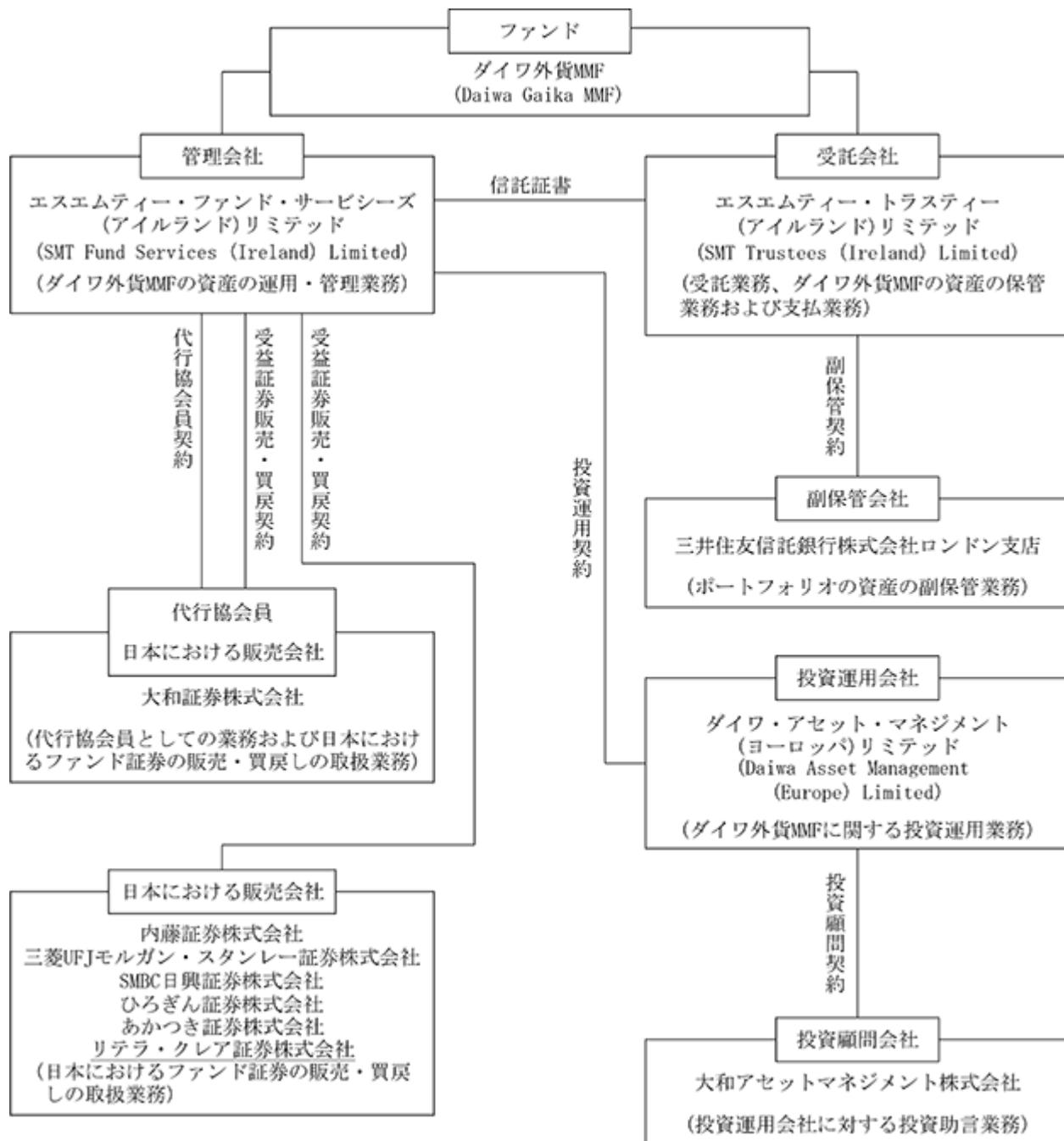
(3) ファンドの仕組み

ファンドの仕組み

<訂正前>



<訂正後>



管理会社とファンドの関係法人との名称、ファンド運営上の役割及び契約等の概要

<訂正前>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中 略)		
大和証券株式会社	代行協会員	1996年7月5日付、2003年5月23日付および2004年6月30日付で管理会社との間で締結された代行協会員契約(2015年7月3日付代行協会員契約の変更契約書により修正済) ^(注3) は、代行協会員としての業務について規定している。

<訂正後>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中 略)		
大和証券株式会社	代行協会員	1996年7月5日付で管理会社との間で締結された代行協会員契約(2015年7月3日付代行協会員契約の変更契約書により修正済) ^(注3) は、代行協会員としての業務について規定している。

管理会社の概況

(亦)大株主の状況

<訂正前>

(2024年4月末日現在)			
名称	住所	所有株式数	比率
スミトモ・ミツイ・トラスト(アイルランド)リミテッド (Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited)	アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5 (Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland)	普通英ポンド株式 400,000株 および 普通ユーロ株式 62,500,000株	100%

<訂正後>

(2024年7月末日現在)			
名称	住所	所有株式数	比率
スミトモ・ミツイ・トラスト(アイルランド)リミテッド (Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited)	アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5 (Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland)	普通英ポンド株式 400,000株 および 普通ユーロ株式 62,500,000株	100%

3 投資リスク

リスク要因

<訂正前>

(前 略)

ポートフォリオ選別リスク

特定のセクターもしくは地域、市場セグメント、有価証券に影響する質、相対的利回り、相対的価値もしくは市場動向または金利に関する投資運用会社の判断は、一般に、不正確であると判明する可能性がある。

(中 略)

保管リスク

保管人またはブローカーとの取引にはリスクが伴う。保管人またはブローカーに証拠金として預託されるすべての有価証券およびその他の資産は、ポートフォリオの資産であることが明確に特定されるため、ポートフォリオは、かかる当事者に関しては信用リスクにさらされないことが見込まれる。しかしながら、このような分別管理の実施が常に可能であるとは限らず、また、かかるいずれかの当事者が支払不能に陥った場合は、証拠金として保管される自己の資産に対するポートフォリオの権利執行において、実務上または時間的な問題が生じる場合がある。

ポートフォリオの資産は、支払不能に陥った保管人およびブローカーにおいて保管される場合がある。かかる資産が分別管理されてない場合、ポートフォリオは、無担保債権者の地位に置かれ、資産を全額回収することができない可能性がある。

キャッシュ・スwiープ・リスク要因

副保管者において保有されるオーバーナイトの現金残高は、キャッシュ・スwiープ・プログラム(以下「キャッシュ・スwiープ・プログラム」という。)の対象とすることができます。キャッシュ・スwiープ・プログラムには、第三者であるカウンターパーティ(以下「キャッシュ・スwiープ・カウンターパーティ」という。)が保有する一または複数の共同顧客勘定への資金の預託が含まれる。投資者は、キャッシュ・スwiープ・プログラムにより、ポートフォリオがキャッシュ・スwiープ・カウンターパーティに対するカウンターパーティ・エクスポージャーを有することになることに留意すべきである。取引相手のリスクに関する説明は、上記「取引相手のリスク」に記載されている。

ボラティリティ

(中 略)

取引相手のリスク

ポートフォリオは、契約条件に関する紛争(善意のものであるかを問わない。)または信用もしくは流動性に関する問題を理由として取引相手が契約条項に従った取引の決済または義務の履行をしないリスクにさらされ、それによって関連するポートフォリオが損失を被る場合がある。決済を妨げる事由がある場合や取引が单一もしくは少数の相手方と行われる場合に長期間の契約を締結すると、かかる「取引相手のリスク」が増幅される。

管理会社および投資運用会社は、特定の取引相手と取引を行うことまたは取引の一部もしくは全部を単一の取引相手との間に集中させることを制限されていない。管理会社および投資運用会社が任意の数の取引相手との間で取引を行うことができること、ならびにかかる取引相手の財務能力に関する有意かつ独立した評価がないことにより、ポートフォリオが損失を被る可能性が高まる可能性がある。

ファンドは、非上場デリバティブ商品に関して、管理会社または投資運用会社がポートフォリオに関して取引を行う取引相手の信用リスクにさらされる可能性があるが、これは、かかる取引には、組織化された取引所でかかる商品を取引する参加者に適用される保護(取引所決済機関の履行保証等)と同様の保護が与えられないためである。非上場デリバティブ取引の取引相手は、公認の取引所ではなく、当該取引に関与する特定の会社または企業であり、したがって、管理会社または投資運用会社がポートフォリオに関して取引を行う取引相手が支払不能、破産または債務不履行に陥った場合、かかる商品は、ポートフォリオに多額の損失をもたらす可能性がある。管理会社または投資運用会社は、特定のデリバティブ取引に関連する契約に従い、債務不履行があった場合には契約上の救済を受けることができる。ただし、かかる救済は、利用可能な担保またはその他の資産が不足する場合には不十分となる可能性がある。

投資者は、回収勘定キャッシュ・スwiープ・プログラムに関する回収勘定キャッシュ・スwiープ・カウンターパーティによる取引相手のリスクにさらされる可能性がある。ファンドもまた、キャッシュ・スwiープ・プログラムに関するキャッシュ・スwiープ・カウンターパーティによる取引相手のリスクにさらされる可能性がある。

この10年間、いくつかの大手金融市场参加者(店頭取引およびディーラー間取引の取引相手を含む。)が期限到来時に契約上の債務につき不履行となるかそれに近い状態に陥り、金融市场における不確実性を高めた結果、過去に類を見ない信用と流動性の収縮、取引および資金供与の早期終了、ならびに支払いおよび受渡しの停止または不履行が発生した。管理会社、ポートフォリオに関する管理会社の受任者、ポートフォリオに関する投資運用会社が取引する取引相手が不履行に陥らないという保証およびポートフォリオが結果的に取引で損失を被らないという保証はない。

(中 略)

課税

アイルランドまたはその他の地域における税制の変更は、()ファンドまたはいずれかのポートフォリオがその投資目的を達成する能力、()ファンドまたはいずれかのポートフォリオの投資の価値、()受益者に対してリターンを支払いまたはかかるリターンを変更する能力に影響を及ぼす可能性がある。かかる変更は、遡及することもできるが、現在の税法および税慣行に基づき本書に記載されている情報の有効性に影響を及ぼす可能性がある。投資予定者および受益者は、本書および英文目論見書に記載されている課税に関する記述が英文目論見書の日付現在の関連する法域において有効な法律および慣行に関して管理会社から受領した助言に基づくものであることに留意すべきである。あらゆる投資と同様に、ファンドへの投資が行われる時点における税務ポジションまたは予定される税務ポジションが無期限に持続するという保証はない。

受益者である地位の結果、ファンドまたはポートフォリオがいずれかの法域において、それに係る利子や罰則を含め、納税義務を負う場合、ファンドまたはポートフォリオは、かかる金額を当該受益者に関して生じた支払いから控除するかまたはかかる義務を免除するために十分な金銭を得るために、受益者もしくは受益証券の実質的所有者が保有する受益証券口数を強制的に買い戻すかもしくは消却する権利を有するものとする。当該受益者は、かかる控除、割当または消却が行われていない場合を含め、租税債務を生じる事由の発生によりファンドまたはポートフォリオが税金およびこれに関する利息または罰金の申告義務を負ったことを理由としてファンドまたはポートフォリオに生じるあらゆる損失につきファンドまたはポートフォリオを補償するものとする。

受益者および投資予定者は、ファンドへの投資に関連する課税リスクに留意すべきである。後記「課税上の取扱い」と題する項を参照のこと。

外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）

特定の支払に適用される2010年雇用促進法の外国口座税務コンプライアンスに関する規定（以下「FATCA」という。）は、原則的に、特定米国人による非米国口座および非米国事業体の直接的および間接的な所有について米国内国歳入庁への報告を義務付けることが意図されており、要求される情報を提供しない場合は、直接米国投資（および場合によっては間接米国投資）に対し30%の米国源泉徴収税が課税される。米国源泉徴収税の課税対象となることを回避するためには、米国人投資家および非米国人投資家はともに、自己および自己の投資家に関する情報の提供を義務付けられる可能性がある。この点について、アイルランド政府と米国政府は、2012年12月21日、FATCAの導入に関する政府間協定（以下「アイルランドIGA」という。）（さらなる詳細については、「米国の報告および源泉徴収要件の遵守」の項を参照のこと。）を締結した。

アイルランドIGA（ならびにこれを実施するアイルランドの関連規則および法律）の下では、（ファンドなどの）外国金融機関は、原則として、30%の源泉徴収税を適用する義務を負わない。ただし、FATCAによりファンドがその投資に対して米国源泉徴収税を課税されるかまたはFATCAの要件を遵守する立場にない限りにおいて、ファンドを代理して行為する管理会社は、受益者によるファンドへの投資に関して、かかる不遵守を是正し、かつ／または、当該受益者が保有するファンドの受益証券の一部または全部の強制的な買戻しを含め、必要な情報を提供しないことまたは参加外国金融機関にならないことまたはその他の作為もしくは不作為により源泉徴収または不遵守が発生した当該受益者によりかかる源泉徴収が経済的に負担されることを確保するための措置を講じることができる。

共通報告基準

OECDは、FATCAを実施するための政府間アプローチを広範囲にわたって利用することにより、世界的な海外の脱税の問題に対処するための共通報告基準（以下「CRS」という。）を策定した。

また、2014年12月9日、欧州連合は、課税分野における情報の強制的自動交換に関する指令2011/16/EUを改正するEU理事会指令2014/107/EU(DAC2)を採択した。

共通報告基準およびD A C 2 (以下、総称して「C R S」という。)は、金融口座情報のデューデリジェンス、報告および交換に関する共通の基準を提供する。C R Sに基づき、参加国およびE U加盟国は、共通のデューデリジェンスおよび報告手続きに基づき金融機関により特定されたすべての報告対象口座に関する財務情報を、報告金融機関から取得し、年に一度交換パートナーとの間で自動的に交換する。アイルランドは、C R Sのために法律を制定し、その結果、ファンドは、アイルランドにより採択されたC R Sのデューデリジェンスおよび報告の要件を遵守することを要求されている。受益者は、ファンドがC R Sに基づく義務を遵守することができるよう、ファンドに対して追加の情報を提供することを要求される場合がある。要求された情報を提供しない場合、投資家は、結果として生じる罰金またはその他の課徴金の支払義務を課され、かつ／または、ポートフォリオの受益証券を強制的に買い戻される可能性がある。

受益者および投資予定者は、ファンドへの投資に関する証明要件について自己の税務アドバイザーに相談すべきである。

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

ポートフォリオ選別リスク

特定のセクターもしくは地域、市場セグメント、有価証券に影響する質、相対的利回りおよび相対的価値もしくは市場動向または金利に関する投資運用会社の判断は、一般に、不正確であると判明する可能性がある。

(中 略)

保管リスク

保管人またはブローカーとの取引にはリスクが伴う。保管人またはブローカーに証拠金として預託されるすべての有価証券およびその他の資産は、ポートフォリオの資産であることが明確に特定されるため、ポートフォリオは、かかる当事者に関しては信用リスクにさらされないことが見込まれる。しかしながら、このような分別管理の実施が常に可能であるとは限らず、また、かかるいずれかの当事者が支払不能に陥った場合は、証拠金として保管される自己の資産に対するポートフォリオの権利執行において、実務上または時間的な問題が生じる場合がある。

ポートフォリオの資産は、支払不能に陥った保管人およびブローカーにおいて保管される場合がある。かかる資産が分別管理されていない場合、ポートフォリオは、無担保債権者の地位に置かれ、資産を全額回収することができない可能性がある。

ボラティリティ

(中 略)

取引相手のリスク

ポートフォリオは、契約条件に関する紛争(善意のものであるかを問わない。)または信用もしくは流動性に関する問題を理由として取引相手が契約条項に従った取引の決済または義務の履行をしないリスクにさらされ、それによって関連するポートフォリオが損失を被る場合がある。決済を妨げる事由がある場合や取引が单一もしくは少数の相手方と行われる場合に長期間の契約を締結すると、かかる「取引相手のリスク」が増幅される。

管理会社および投資運用会社は、特定の取引相手と取引を行うことまたは取引の一部もしくは全部を単一の取引相手との間に集中させることを制限されていない。管理会社および投資運用会社が任意の数の取引相手との間で取引を行うことができること、ならびにかかる取引相手の財務能力に関する有意かつ独立した評価がないことにより、ポートフォリオが損失を被る可能性が高まる可能性がある。

ファンドは、非上場デリバティブ商品に関して、管理会社または投資運用会社がポートフォリオに関して取引を行う取引相手の信用リスクにさらされる可能性があるが、これは、かかる取引には、組織化された取引所でかかる商品を取引する参加者に適用される保護(取引所決済機関の履行保証等)と同様の保護が与えられないためである。非上場デリバティブ取引の取引相手は、公認の取引所ではなく、当該取引に関与する特定の会社または企業であり、したがって、管理会社または投資運用会社がポートフォリオに関して取引を行う取引相手が支払不能、破産または債務不履行に陥った場合、かかる商品は、ポートフォリオに多額の損失をもたらす可能性がある。管理会社または投資運用会社は、特定のデリバティブ取引に関連する契約に従い、債務不履行があった場合には契約上の救済を受けることができる。ただし、かかる救済は、利用可能な担保またはその他の資産が不足する場合には不十分となる可能性がある。

この10年間、いくつかの大手金融市场参加者(店頭取引およびディーラー間取引の取引相手を含む。)が期限到来時に契約上の債務につき不履行となるかそれに近い状態に陥り、金融市场における不確実性を高めた結果、過去に類を見ない信用と流動性の収縮、取引および資金供与の早期終了、ならびに支払いおよび受渡しの停止または不履行が発生した。管理会社、ポートフォリオに関する管理会社の受任者、ポートフォリオに関する投資運用会社が取引する取引相手が不履行に陥らないという保証およびポートフォリオが結果的に取引で損失を被らないという保証はない。

(中 略)

課税

アイルランドまたはその他の地域における税制の変更は、()ファンドまたはいずれかのポートフォリオがその投資目的を達成する能力、()ファンドまたはいずれかのポートフォリオの投資の価値、または()受益者に対してリターンを支払いまたはかかるリターンを変更する能力に影響を及ぼす可能性がある。かかる変更是、遡及することもできるが、現在の税法および税慣行に基づき本書に記載されている情報の有効性に影響を及ぼす可能性がある。投資予定者および受益者は、本書および英文目論見書に記載されている課税に関する記述が英文目論見書の日付現在の関連する法域において有効な法律および慣行に関して管理会社から受領した助言に基づくものであることに留意すべきである。あらゆる投資と同様に、ファンドへの投資が行われる時点における税務ポジションまたは予定される税務ポジションが無期限に持続するという保証はない。

受益者である地位の結果、ファンドまたはポートフォリオがいずれかの法域において、それに係る利子や罰則を含め、納税義務を負う場合、ファンドまたはポートフォリオは、かかる金額を当該受益者に関して生じた支払いから控除するかまたはかかる義務を免除するために十分な金銭を得るために、受益者もしくは受益証券の実質的所有者が保有する受益証券口数を強制的に買い戻すかもしくは消却する権利を有するものとする。当該受益者は、かかる控除、割当または消却が行われていない場合を含め、租税債務を生じる事由の発生によりファンドまたはポートフォリオが税金およびこれに関する利息または罰金の申告義務を負ったことを理由としてファンドまたはポートフォリオに生じるあらゆる損失につきファンドまたはポートフォリオを補償するものとする。

受益者および投資予定者は、ファンドへの投資に関連する課税リスクに留意すべきである。後記「課税上の取扱い」と題する項を参照のこと。

外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）

特定の支払に適用される2010年雇用促進法の外国口座税務コンプライアンスに関する規定（以下「FATCA」という。）は、原則的に、特定米国人による非米国口座および非米国事業体の直接的および間接的な所有について米国内国歳入庁への報告を義務付けることが意図されており、要求される情報を提供しない場合は、直接米国投資（および場合によっては間接米国投資）に対し30%の米国源泉徴収税が課税される。米国源泉徴収税の課税対象となることを回避するためには、米国人投資家および非米国人投資家はともに、自己および自己の投資家に関する情報の提供を義務付けられる可能性がある。この点について、アイルランド政府と米国政府は、2012年12月21日、FATCAの導入に関する政府間協定（以下「アイルランドIGA」という。）（さらなる詳細については、「米国の報告および源泉徴収要件の遵守」の項を参照のこと。）を締結した。

アイルランドIGA（ならびにこれを実施するアイルランドの関連規則および法律）の下では、（ファンドなどの）外国金融機関は、原則として、30%の源泉徴収税を適用する義務を負わない。ただし、FATCAによりファンドがその投資に対して米国源泉徴収税を課税されるかまたはFATCAの要件を遵守する立場にない限りにおいて、ファンドを代理して行為する管理会社は、受益者によるファンドへの投資に関して、かかる不遵守を是正し、かつ／または、当該受益者が保有するポートフォリオの受益証券の一部または全部の強制的な買戻しを含め、必要な情報を提供しないことまたは参加外国金融機関にならないことまたはその他の作為もしくは不作為により源泉徴収または不遵守が発生した当該受益者によりかかる源泉徴収が経済的に負担されることを確保するための措置を講じることができる。

共通報告基準

O E C Dは、F A T C Aを実施するための政府間アプローチを広範囲にわたって利用することにより、世界的な海外の脱税の問題に対処するための共通報告基準(以下「C R S」という。)を策定した。

また、欧州連合は、課税分野における情報の強制的自動交換に関する指令2011 / 16 / E Uを改正するE U理事会指令2014 / 107 / E U(以下「D A C 2」という。)を採択した。

C R SおよびD A C 2は、金融口座情報のデューデリジェンス、報告および交換に関する共通の基準を提供する。C R SおよびD A C 2に基づき、参加国およびE U加盟国は、共通のデューデリジェンスおよび報告手続きに基づき金融機関により特定されたすべての報告対象口座に関する財務情報を、報告金融機関から取得し、年に一度交換パートナーとの間で自動的に交換する。ファンドは、アイルランドにより採択されたC R SおよびD A C 2のデューデリジェンスおよび報告の要件を遵守することを要求されている。受益者は、ファンドがC R SおよびD A C 2に基づく義務を遵守することができるよう、ファンドに対して追加の情報を提供することを要求される場合がある。要求された情報を提供しない場合、投資家は、結果として生じる罰金またはその他の課徴金の支払義務を課され、かつ/または、ポートフォリオの受益証券を強制的に買い戻される可能性がある。

受益者および投資予定者は、ファンドへの投資に関連する証明要件について自己の税務アドバイザーに相談すべきである。

(後 略)

リスクに関する参考情報

以下の内容に更新されます。

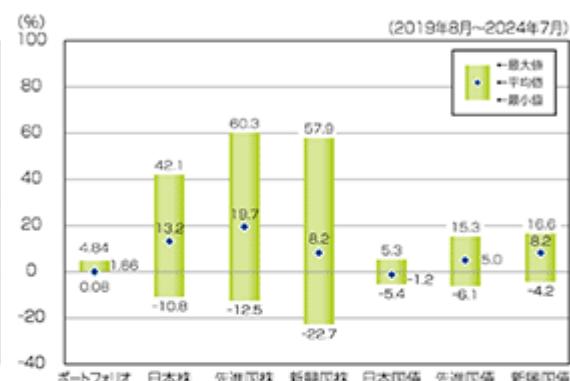
下記のグラフは、ポートフォリオと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ポートフォリオおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また、左のグラフは、ポートフォリオの過去5年間における分配金再投資換算1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の推移を表示しています。分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、2018年8月末の1口当たり純資産価格を起点として、分配金（税引前）を分配時にポートフォリオへ再投資したものとみなして計算したものです。

**ポートフォリオの課税前分配金再投資換算
1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移**

US ドル・ポートフォリオ



**ポートフォリオと他の代表的な資産クラスとの
年間騰落率の比較**



出所：投資運用会社、Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

※各資産クラスは、ポートフォリオの投資対象を表しているものではありません。

※ポートフォリオの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にポートフォリオへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ポートフォリオの年間騰落率は、受益証券の基準通貨建てで計算されており、円貨に為替換算されておりません。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

○各資産クラスの指標

日本 株…TOPIX (配当込み)

先進国株…FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）

新興国株…S&P 新興国総合指数

日本国債…ブルームバーグE1年超日本国債指数

先進国債…FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）

新興国債…FTSE新興国市場国債指数（円ベース）

(注) S&P 新興国総合指数は、Bloomberg L.P. が円換算しています。

TOPIX（東証株価指数）の指値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指値の算出、指値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）、FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）およびFTSE新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指値は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指値の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

4 手数料等及び税金

(5) 課税上の取扱い

アイルランド

<訂正前>

(前 略)

(イ) ファンド

(中 略)

ファンドがアイルランド株式への投資により受領する配当金は、標準所得税率（現行では20%）によるアイルランドの配当源泉徴収税の課税対象となる場合がある。ただし、ファンドは、支払人に對し、ファンドがアイルランドの配当源泉徴収税を控除されることなく配当金を受領できるという配当金について優遇される集団投資事業である旨を宣誓することができる。

(ロ) 印紙税

ファンドの受益証券の発行、譲渡、買戻しまたは償還に関してはアイルランド国内では印紙税の支払義務はない。受益証券の申込みまたは買戻しが有価証券、財産またはその他の種類の資産の現物譲渡により支払われる場合は、かかる資産の譲渡にアイルランドの印紙税が生じることがある。

株式または市場性のある証券の移転または譲渡によりファンドが支払わなければならぬアイルランドの印紙税はない。ただし、当該株式または市場性のある証券がアイルランドで登記された会社によって発行されたものでない場合、および、かかる移転または譲渡がアイルランドに所在する不動産もしくは当該不動産に対する権利もしくは持分またはアイルランドで登記された会社（租税法第739条B(1)の定義に該当する投資事業、または租税法第110条の定義に該当する「適格会社」を除く。）の株式または市場性のある証券に關係しない場合に限る。

(ハ) 受益者への税金

公認決済機関で保管される受益証券

受益者に対する支払または公認決済機関で保管される受益証券の換金、買戻し、消却もしくは譲渡は、ファンドに課税事由を生じない（ただし、公認決済機関で保管される受益証券に関して本段落に概説される規則が、みなし処分により発生する課税事由に適用されるか否かについては法律上不明確であるため、上記で勧めたとおり、受益者は、この点について、自己に対する税務助言を得ることが必要である。）。このため、受益証券がアイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者である受益者により保有されているか否かまたは非居住受益者が関係宣誓書を作成したか否かにかかわらず、ファンドは、当該支払についてアイルランド税を控除する必要はない。ただし、アイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者である受益者またはアイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者ではないが、その受益証券がアイルランドの支店もしくは代理機関に帰属する受益者はそれでも、分配または受益証券の換金、買戻しもしくは譲渡に対するアイルランド税を計上するべき義務を負うことがある。

受益証券が課税事由の発生時に公認決済機関で保管されていない場合（かつ、みなし処分により発生する課税事由に関して上記の段落に記載される事項を前提として）、課税事由について概して下記の税効果が発生する。

アイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもない受益者

(a) 受益者がアイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもなく、(b) 当該受益者が受益証券を申し込みまたは取得した時点またはその頃において、当該受益者が関係宣誓書を提出しており、しかも(c) 当該関係宣誓書に記載される情報がもはや実質的に正確ではなくなったことを合理的に示唆する情報をファンドが有していない場合、ファンドは、当該受益者に関し課税事由の発生に応じた税金を控除することを要しない。かかる関係宣誓書の（適時の提出が）ない場合、またはファンドが同等措置（下記「同等措置」の項を参照のこと。）を履行および利用しない場合、受益者がアイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもないとの事実にかかわらず、課税事由の発生に応じファンドに申告が課されることになる適用税については以下に記載されている。

受益者がアイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもない者のために仲介機関として行為している限りにおいて、ファンドは課税事由の発生に応じ税金を控除する必要はない。ただし、() ファンドが同等措置を履行および利用したこと、または()当該仲介機関が、かかる者のために行行為している旨の関係宣誓書を提出しており、また当該関係宣誓書に記載される情報が実質的に正確ではなくなったことを合理的に示唆する情報をファンドが有していないことを条件とする。

アイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもない受益者であって、() ファンドが同等措置を履行および利用した場合、または()当該受益者が関係宣誓書を提出し、当該関係宣誓書に関し当該関係宣誓書に記載される情報が実質的に正確ではなくなったことを合理的に示唆する情報をファンドが有していない場合、その受益証券からの所得およびその受益証券の処分による利益に関しアイルランドの税金の負担義務はない。ただし、アイルランド居住者ではなく、アイルランド国内の取引支店もしくは機関により直接または間接的に受益証券を保有している法人受益者は、その受益証券からの所得およびその受益証券の処分による利益に関しアイルランドの税金を課されることになる。

受益者からファンドに対し関係宣誓書が提出されていないとの根拠によりファンドによって税金が源泉徴収される場合、アイルランド法は、アイルランド法人税の課税対象内の会社、不適格者に対しておよびその他一定の限定的状況においてのみ税金の還付を定めている。

アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者

受益者が免除アイルランド投資家であって、その旨の関係宣誓書を提出し、当該関係宣誓書に記載される情報が実質的に正確ではなくなったことを合理的に示唆する情報をファンドが有していない場合、または受益証券が司法機関により買い戻されない場合を除き、41%（当該受益者が会社であり、かつ、適切な宣誓書が提出された場合は25%）の税率の税金が、アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者に対する分配金（支払が年1回またはこれより多い頻度で行われる場合）から、ファンドにより控除されなければならない。同様に、41%（当該受益者が会社であり、かつ、適切な宣誓書が提出された場合は25%）の税率の税金が、その他の分配金、またはアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者による受益証券の換金、買戻し、消却、譲渡もしくはみなし処分（下記参照）の際に受益者（関係宣誓書を提出した免除アイルランド投資家を除く。）に生じる利益から、ファンドにより控除されなければならない。

2006年財政法は、アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者が関係期間の終了時に保有しているファンドの受益証券について、かかる受益者に対する自動移住税に関する規則（その後、2008年財政法により修正された。）を導入した。当該受益者（会社および個人）は、当該関係期間の終了時にその受益証券を処分したとみなされ（以下「みなし処分」という。）、購入または先の移住税の適用のいずれか遅い方の時点以後の受益証券の増加額（もしあれば）に基づき受益証券に生じるみなし利益（物価スライドによる軽減利益を受けずに計算される。）に対し41%（当該受益者が会社であり、かつ、適切な宣誓書が提出された場合は25%）の税率の税金を課される。

事後の課税事由（事後の関係期間の終了から発生する課税事由または支払が年1回もしくはこれより多い頻度で行われる場合を除く。）に対し追加の税金が発生した場合の計算において、事前のみなし処分は最初に無視され、適正な税金が通常通りに計算される。かかる税金の計算に基づき、事前のみなし処分により支払われた税金に代わり、直ちに本税金が控除される。事後の課税事由により発生する税金が、事前のみなし処分により発生した税金より多い場合、ファンドは、差額を控除しなければならない。事後の課税事由により発生する税金が、事前のみなし処分により発生した税金より少ない場合、ファンドは受益者に超過額を還付する（ただし、下記「15%基準」の項に従うものとする。）。

（中 略）

同等措置

2010年財政法（以下「財政法」という。）により、一般に同等措置と称される措置が導入され、関係宣誓書に関する規則が修正された。財政法以前は、関係宣誓書が提出されており、かつ、当該関係宣誓書に記載された情報がもはや実質的に正確ではないことを合理的に示唆する情報を投資信託が保有していないことを条件として、課税事由が発生した時点でアイルランド居住者およびアイルランド通常居住者のいずれにも該当しない受益者に関しては、課税事由について当該投資信託が税金を課税されることにはなかった。関係宣誓書がない場合、投資家は、アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者と推定されていた。しかしながら、財政法において、アイルランド居住者およびアイルランド通常居住者のいずれにも該当しない受益者に関して、投資信託がかかる投資家に対して積極的に販売されておらず、当該投資信託がかかる受益者がアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者ではないことを確保するための適切な同等措置を講じ、かつ、当該投資信託がこの点についてアイルランド歳入庁から承認を得た場合には、上記の免税の適用を認める規定が定められた。

個人ポートフォリオ投資信託

2007年財政法において、投資信託の受益証券を保有する個人のアイルランド居住者または個人のアイルランド通常居住者の租税に関する規定が定められた。かかる規定により、個人ポートフォリオ投資信託（以下「PPIU」という。）という概念が導入された。本来、投資信託は、特定投資家が投資信託の保有する財産の一部または全部の選定に、直接であれ投資家に代わりまたは関係して行為する者を通じてであれ影響を及ぼし得る場合に当該投資家についてPPIUとみなされる。個々の状況に応じて、投資信託は、一部もしくは全部の個人投資家についてPPIUとみなされるか、またはいずれの個人投資家についてもPPIUとはみなされないことがある。すなわち、投資信託は、選定に「影響を及ぼすこと」が可能な個人についてのみPPIUとなる。

個人についてPPIUである投資信託について課税事由により生じる利益は、2007年2月20日以降、60%の税率の税金を課される。投資資産が市場で広く販売され、公衆に対しまたは投資信託が実行した非財産投資と引換えに提供されている場合、特別免除が適用される。土地に対する投資または土地により評価される未公開受益証券に対する投資の場合、さらなる制限が要求される。

(二) 資本取得税

受益証券の処分はアイルランドの贈与税または相続税(資本取得税)の課税対象となることがある。ただし、ファンドが(租税法第739条B(1)に規定する)投資会社の定義に該当する場合、受益者による受益証券の処分について、(a)贈与日または相続日現在、受贈者または相続人はアイルランド国内に所在せず、通常居住もしておらず、(b)当該処分日現在、受益証券を処分する受益者はアイルランド国内に所在せず、通常居住もしておらず、かつ(c)当該受益証券は、当該贈与日または相続日および評価日現在当該贈与または相続に包含されている場合、資本取得税は課されない。

資本取得税の目的でアイルランドの税務上の居住国について、アイルランド以外に居住する者には、特別な規制が適用される。以下の場合を除いて、アイルランド以外に居住する受贈者または処分者は、関連する日においてアイルランドの居住者または通常居住者とはみなされない。

-) かかる者が、当該日の属する評価年の直前に5年以上継続してアイルランドに居住している場合、および
-) かかる者が、当該日においてアイルランドの居住者または通常居住者である場合。

（ホ）米国の報告および源泉徴収要件の遵守

FATCAは、アメリカ合衆国（以下「米国」という。）外の金融資産を有する特定米国人が正確な金額の米国税を支払うことの確保を目的として米国が制定した包括的な情報報告制度である。FATCAは、原則として、外国金融機関（以下「FFI」という。）に支払われる一定の米国源泉所得（配当および利子を含む。）および米国源泉利子または配当を生み出す可能性のある財産の売却その他処分による総手取金に関して、当該FFIが米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）との間で直接契約（以下「FFI契約」という。）を締結するか、あるいは、当該FFIがIGA締結国（下記を参照のこと。）に所在していない限り、最高30%の源泉徴収税を課税する。FFI契約により、FFIは、米国投資家に関する一定の情報をIRSに直接開示すること、およびFATCAを遵守しない投資家に源泉徴収税を課税することを含む義務が課される。かかる目的上、ファンドは、FATCAの目的におけるFFIの定義の範囲内に該当することになる。

FATCAの公表された制度上の目的が（単に源泉徴収税を徴収することではなく）報告を実現することであるという事実と、特定の法域においてFFIによるFATCAの遵守に関して生じる問題点の両方に鑑みて、米国は、FATCAの導入に対する政府間アプローチを策定した。この点に関して、アイルランド政府と米国政府は、2012年12月21日に政府間協定（以下「アイルランドIGA」という。）を締結し、2013年財政法に、アイルランドIGAの実施について、アイルランドIGAにより生じる登録および報告要件に関する規則をアイルランド歳入庁も策定可能とする規定が定められた。アイルランド歳入庁は財務省と共同で2014年7月1日から効力を生じる規則（2014年S.I. No.292）を公布した。2014年10月1日、アイルランド歳入庁は、補足ガイダンス・ノート（必要に応じて更新される。）を発行した。

アイルランドIGAは、コンプライアンス手続を簡素化するとともに、源泉徴収税リスクを最小限に抑えることにより、アイルランドFFIがFATCAを遵守する際の負担を軽減することが意図されている。アイルランドIGAに基づき、関連する米国投資家に関する情報は、毎年、各アイルランドFFIにより、（当該FFIがFATCA要件を免除されない限り、）直接アイルランド歳入庁に提供される。アイルランド歳入庁は、その後、当該FFIがIRSとの間でFFI契約を締結する必要なく、（翌年9月30日までに）当該情報をIRSに提供する。上記にかかわらず、当該FFIは、原則として、一般にGINと称されるグローバル仲介人識別番号を取得するためにIRSに登録する義務を負う。

アイルランドIGAの下では、FFIは、原則として、30%の源泉徴収税を適用する義務を負わない。FATCAによりファンドがその投資に対して米国源泉徴収税を課税される場合、管理会社の取締役会は、投資家によるファンドへの投資に関して、必要な情報を提供しないことまたは参加FFIとならないことにより源泉徴収税が発生した当該投資家によりかかる源泉徴収税が経済的に負担されることを確保するための措置を講じることができる。

各投資予定者は、自己の状況に関して、FATCAに基づく要件について自己の税務アドバイザーに相談すべきである。

(△) 共通報告基準

2014年7月14日、O E C Dは、共通報告基準（以下「C R S」という。）をその中に含む金融口座情報の自動的交換に関する基準（以下「本基準」という。）を発行した。金融口座情報の自動的交換に関する多国間の管轄当局協定および（理事会指令2011/16/EUを修正する）EU理事会指令2014/107/EUのその後の導入は、参加国によるC R Sの実施に関する国際的な枠組みを提供するものである。これに関して、C R Sは、2014年および2015年財政法の関連規定の適用ならびに規則（2015年S.I. No.583）の公布によりアイルランド法化された。

C R Sの主な目的は、参加国の関係する税務当局間における一定の金融口座情報の年に一度の自動的交換について規定することである。

C R Sは、F A T C Aを実施する目的で使用された政府間アプローチを広範囲にわたって利用しているため、二つの報告制度の間にはかなりの類似性がある。ただし、F A T C Aが基本的に指定米国人に関する特定の情報をI R Sに報告することを要求するのみであるのに対し、C R Sは、複数の法域が当該制度に参加しているため範囲が大幅に広くなっている。

大まかに言えば、C R Sは、他の参加国に居住する口座保有者を特定し、当該口座保有者に関する特定の情報をアイルランド歳入庁に年に一度報告することをアイルランド金融機関に要求する（次いで、アイルランド歳入庁は、当該情報を口座保有者が居住する関係する税務当局に提供する。）。これに関して、ファンドはC R Sの目的におけるアイルランド金融機関とみなされることに留意すべきである。

ファンドのC R S要件に関する詳細は、下記の「顧客情報通知」を参照のこと。

顧客情報通知

ファンドは、2016年1月1日以降、本基準およびその中のC R Sの遵守またはみなし遵守（場合に応じて）を確保するために、（ ）本基準および具体的にはその中のC R S、または（ ）本基準により生じるアイルランド法もしくは（金融口座情報の自動的交換に関する多国間の管轄当局協定もしくは（理事会指令2011/16/EUを修正する）EU理事会指令2014/107/EUを含むために）本基準を実施する国際法に基づく規定により課される義務を遵守するために要求される措置を講じる意向である。

ファンドは、1997年租税統合法（改正済）の第891条Fおよび第891条Gならびに同条に基づき策定される規則に基づき、各受益者の課税方式に関する一定の情報を収集することを義務付けられている。

一定の状況において、ファンドは、この情報およびファンドに対する受益者の持分に関するその他の財務情報をアイルランド歳入庁と共有することを法律により義務付けられる場合がある。次いで、当該口座が報告対象口座であると特定されている限りにおいて、アイルランド歳入庁は、当該情報を当該報告対象口座に係る報告対象者の居住国と交換する。

特に、ファンドにより維持される各報告対象口座について、ファンドによりアイルランド歳入庁に対して、以下の情報が報告される。

・当該口座の口座保有者である各報告対象者の氏名、住所、居住法域、納税者番号、生年月日および出生地（個人の場合）、また、口座保有者であり、かつ、C R Sに沿ったデューデリジェンス手続きを行った後に報告対象者である一または複数の支配者を有すると特定される事業体の場合は、当該事業体の名称、住所、居住法域および納税者番号ならびに当該各報告対象者の氏名、住所、居住法域、納税者番号、生年月日および出生地

・口座番号（口座番号がない場合は機能的にこれと同等のもの）

・関係する暦年もしくはその他の適切な報告期間の終了時または当該年もしくは期間の途中で当該口座が閉鎖された場合は当該口座の閉鎖日における口座残高または価額

・当該暦年またはその他の適切な報告期間において口座に関して口座保有者に対して支払われたかまたは貸方記入された報告金融機関が債務者または借主である金額の総額。これには、当該暦年またはその他の適切な報告期間において口座保有者に対して行われた買戻金の支払いの総額が含まれる。

・各金額の表示通貨

一定の限られた状況において、報告対象者の納税者番号および生年月日を報告する必要がない場合があることに留意すべきである。

上記のほか、アイルランド歳入庁およびアイルランド情報保護局は、（ファンドなどの）アイルランド金融機関がC R Sに関して「より広いアプローチ」を採用することができることを確認した。これにより、ファンドは、居住国および納税者番号に関する情報をすべてのアイルランド非居住の受益者から収集することが可能となる。ファンドはこの情報をアイルランド歳入庁に送信することができ、アイルランド歳入庁は、本国がC R Sの目的における参加国であるかを判断し、参加国である場合、参加国とデータを交換する。アイルランド歳入庁は、非参加国についてのあらゆるデータを削除する。

アイルランド歳入庁およびアイルランド情報保護局は、最終的なC R Sの参加国リストが決議されるまでの指定された2～3年間、このより広いアプローチを行うことができることを確認した。

受益者は、ファンドの税金申告義務に関するより詳細な情報をアイルランド歳入庁のウェブサイト（<http://www.revenue.ie/en/business/aeoi/index.html>）またはC R Sのみの場合は以下のリンク（<http://www.oecd.org/tax/automatic-exchange/>）から入手することができる。

上記のすべての定義語は、本項において別途定義される場合を除き、本基準およびEU理事会指令2014/107/EU（該当する方）において定められる意味を有するものとする。

<訂正後>

(前 略)

(イ) ファンド

(中 略)

ファンドがアイルランド株式への投資により受領する配当金は、25%の税率（かかる金額は、所得税に相当する。）によるアイルランドの配当源泉徴収税の課税対象となる場合がある。ただし、ファンドは、支払人に對し、ファンドがアイルランドの配当源泉徴収税を控除されることなく配当金を受領できるという配当金について優遇される集団投資事業である旨を宣誓することができる。

(ロ) 印紙税

ファンドの受益証券の発行、譲渡、買戻しまたは償還に關してはアイルランド国内では印紙税の支払義務はない。受益証券の申込みまたは買戻しが有価証券、財産またはその他の種類の資産の現物譲渡により支払われる場合は、かかる資産の譲渡にアイルランドの印紙税が生じることがある。

株式または市場性のある証券の移転または譲渡によりファンドが支払わなければならぬアイルランドの印紙税はない。ただし、当該株式または市場性のある証券がアイルランドで登記された会社によって発行されたものでない場合、および、かかる移転または譲渡がアイルランドに所在する不動産もしくは当該不動産に対する権利もしくは持分またはアイルランドで登記された会社（租税法第739条B(1)の定義に該当する投資事業（IREFではないもの）、または租税法第110条の定義に該当する「適格会社」を除く。）の株式または市場性のある証券に關係しない場合に限る。

(ハ) 受益者への税金

公認決済機関で保管される受益証券

受益者に対する支払または公認決済機関で保管される受益証券の換金、買戻し、消却もしくは譲渡は、ファンドに課税事由を生じない（ただし、公認決済機関で保管される受益証券に關して本段落に概説される規則が、みなし処分により発生する課税事由に適用されるか否かについては法律上不明確であるため、上記で勧めたとおり、受益者は、この点について、自己に対する税務助言を得ることが必要である。）。このため、受益証券がアイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者である受益者により保有されているか否かまたは非居住受益者が關係宣誓書を作成したか否かにかかわらず、ファンドは、当該支払についてアイルランド税を控除する必要はない。ただし、アイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者である受益者またはアイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者ではないが、その受益証券がアイルランドの支店もしくは代理機関に帰属する受益者はそれでも、分配または受益証券の換金、買戻しもしくは譲渡に対するアイルランド税を計上するべき義務を負うことがある。

受益証券が課税事由の発生時に公認決済機関で保管されていない場合（かつ、みなし処分により発生する課税事由に關して上記の段落に記載される事項を前提として）、課税事由について概して下記の税効果が発生する。

アイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもない受益者

(a) 受益者がアイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもなく、(b) 当該受益者が受益証券を申し込みまたは取得した時点またはその頃において、当該受益者が関係宣誓書を提出しており、しかも(c) 当該関係宣誓書に記載される情報がもはや実質的に正確ではなくなったことを合理的に示唆する情報をファンドが有していない場合、ファンドは、当該受益者に関し課税事由の発生に応じた税金を控除することを要しない。かかる関係宣誓書の（適時の提出が）ない場合、またはファンドが同等措置（下記「同等措置」の項を参照のこと。）を履行および利用しない場合、受益者がアイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもないとの事実にかかわらず、課税事由の発生に応じファンドに申告が課される。控除されることになる適用税については以下に記載されている。

受益者がアイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもない者のために仲介機関として行為している限りにおいて、ファンドは課税事由の発生に応じ税金を控除する必要はない。ただし、() ファンドが同等措置を履行および利用したこと、または()当該仲介機関が、かかる者のために行行為している旨の関係宣誓書を提出しており、また当該関係宣誓書に記載される情報が実質的に正確ではなくなったことを合理的に示唆する情報をファンドが有していないことを条件とする。

アイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもない受益者であって、() ファンドが同等措置を履行および利用した場合、または()当該受益者が関係宣誓書を提出し、当該関係宣誓書に関し当該関係宣誓書に記載される情報が実質的に正確ではなくなったことを合理的に示唆する情報をファンドが有していない場合、その受益証券からの所得およびその受益証券の処分による利益に関しアイルランドの税金の負担義務はない。ただし、アイルランド居住者ではなく、アイルランド国内の取引支店もしくは機関により直接または間接的に受益証券を保有している法人受益者は、その受益証券からの所得およびその受益証券の処分による利益に関しアイルランドの税金を課されることになる。

受益者からファンドに対し関係宣誓書が提出されていないとの根拠によりファンドによって税金が源泉徴収される場合、アイルランド法は、アイルランド法人税の課税対象内の会社、一定の不適格者に対しておよびその他一定の限定的状況においてのみ税金の還付を定めている。

アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者

受益者がアイルランド免税投資家であって、その旨の関係宣誓書を提出し、当該関係宣誓書に記載される情報が実質的に正確ではなくなったことを合理的に示唆する情報をファンドが有していない場合（または受益証券が司法機関により買い戻されない場合）を除き、41%（当該受益者が会社であり、かつ、適切な宣誓書が提出された場合は25%）の税率の税金が、受益者に対する一切の分配金または受益証券の換金、買戻し、消却、譲渡もしくはみなし処分（下記参照）の際に受益者に生じる一切の利益から、ファンドにより控除されなければならない。

アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者（アイルランド免税投資家ではない者）が関係期間の終了時に保有しているファンドの受益証券について、かかる受益者に対する自動移住税が適用される。当該受益者（会社および個人）は、当該関係期間の終了時にその受益証券を処分したとみなされ（以下「みなし処分」という。）、購入または先の移住税の適用のいずれか遅い方の時点以後の受益証券の増加額（もしあれば）に基づき受益証券に生じるみなし利益（物価スライドによる軽減利益を受けずに計算される。）に対し41%（当該受益者が会社であり、かつ、適切な宣誓書が提出された場合は25%）の税率の税金を課される。

事後の課税事由に対し追加の税金が発生した場合の計算において、事前のみなし処分により支払われた税金が、控除される。事後の課税事由により発生する税金が、事前のみなし処分により発生した税金より多い場合、ファンドは、差額を控除しなければならない。事後の課税事由により発生する税金が、事前のみなし処分により発生した税金より少ない場合、ファンドは受益者に超過額を還付する（ただし、下記「15%基準」の項に従うものとする。）。

（中 略）

同等措置

従前の項に記載されるとおり、関係宣誓書が提出されており、かつ、当該関係宣誓書に記載された情報がもはや実質的に正確ではないことを合理的に示唆する情報を投資信託が保有していないことを条件として、課税事由が発生した時点でアイルランド居住者およびアイルランド通常居住者のいずれにも該当しない受益者に関しては、課税事由について当該投資信託はアイルランド税を課税されない。かかる関係宣誓書がない場合、受益者は、アイルランド居住者またはアイルランド通常居住者と推定される。

上記の関係宣誓書を受益者から取得する要件に代わり、アイルランド税法は「同等措置」に関する規定を含んでいる。手短に説明すると、かかる規定は、投資信託がアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である受益者に対して積極的に販売されておらず、当該投資信託がかかる受益者がアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者ではないことを確保するための適切な同等措置を講じ、かつ、当該投資信託がこの点についてアイルランド歳入庁から承認を得た場合には、投資信託が、関係宣誓書を受益者から取得する要件はありません。

個人ポートフォリオ投資信託

投資信託の受益証券を保有する個人のアイルランド居住者または個人のアイルランド通常居住者の租税に特別な規制が適用される。かかる規制において、投資信託の受益証券は、特定の投資家に関する個人ポートフォリオ投資信託(以下「PPIU」といふ。)とみなされる。本来、投資信託は、特定投資家が投資信託の保有する財産の一部または全部の選定に、直接であれ投資家に代わりまたは関係して行為する者を通じてであれ影響を及ぼし得る場合に当該投資家についてPPIUとみなされる。個々の状況に応じて、投資信託は、一部もしくは全部の個人投資家についてPPIUとみなされるか、またはいすれの個人投資家についてもPPIUとはみなされないことがある(すなわち、投資信託は、選定に「影響を及ぼすこと」が可能な個人についてのみPPIUとなる。)。個人についてPPIUである投資信託について課税事由により生じる利益は、60%の税率の税金を課される。投資資産が市場で広く販売され、公衆に対しまたは投資信託が実行した非財産投資と引換えに提供されている場合、特別免除が適用される。土地に対する投資または土地により評価される未公開投資証券に対する投資の場合、さらなる制限が要求される。

(二) 報告

租税法第891条Cおよび2013年価額申告(投資信託)規則に基づき、ファンドは、アイルランド歳入庁に対し、毎年、投資家が保有する受益証券に関する一定の詳細事項を報告する義務を負う。報告事項には、受益者の氏名、住所、生年月日(記録ある場合)および保有受益証券の価額が含まれる。
2014年1月1日以後に取得された受益証券については、報告事項に受益者の税務参照番号(アイルランドの税務参照番号もしくはVAT登録番号または、個人の場合には、個人の社会保障番号)も含まれ、税務参照番号が存在しない場合には、当該番号が提供されなかったことを示す印(マーカー)が含まれる。以下に該当する受益者に関しては、詳細事項の報告は不要である。

- ・ アイルランド免税投資家(前記に定義される。)
- ・ アイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもない受益者(関係宣誓書が提供されている場合に限る。)
- ・ その受益証券が公認決済機関で保管されている受益者

(ホ) 資本取得税

受益証券の処分はアイルランドの贈与税または相続税(資本取得税)の課税対象となることがある。ただし、ファンドが(租税法第739条B(1)に規定する)投資会社の定義に該当する場合、受益者による受益証券の処分について、(a)贈与日または相続日現在、受贈者または相続人はアイルランド国内に所在せず、通常居住もしておらず、(b)当該処分日現在、受益証券を処分する受益者(「処分者」)はアイルランド国内に所在せず、通常居住もしておらず、かつ(c)当該受益証券は、当該贈与日または相続日および評価日現在当該贈与または相続に包含されている場合、資本取得税は課されない。

資本取得税の目的でアイルランドの税務上の居住国に関して、アイルランド以外に居住する者は、特別な規制が適用される。以下の場合を除いて、アイルランド以外に居住する受贈者または処分者は、関連する日においてアイルランドの居住者または通常居住者とはみなされない。

-)かかる者が、当該日の属する評価年の直前に5年以上継続してアイルランドに居住している場合、および
-)かかる者が、当該日においてアイルランドの居住者または通常居住者である場合。

(ヘ) 米国の報告および源泉徴収要件の遵守

FATCAは、アメリカ合衆国（以下「米国」という。）外の金融資産を有する特定米国人が正確な金額の米国税を支払うことの確保を目的として米国が制定した包括的な情報報告制度である。FATCAは、原則として、外国金融機関（以下「FFI」という。）に支払われる一定の米国源泉所得（配当および利子を含む。）および米国源泉利子または配当を生み出す可能性のある財産の売却その他処分による総手取金に関して、当該FFIが米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）との間で直接契約（以下「FFI契約」という。）を締結するか、あるいは、当該FFIがIGA締結国（下記を参照のこと。）に所在していない限り、最高30%の源泉徴収税を課税する。FFI契約により、FFIは、米国投資家に関する一定の情報をIRSに直接開示すること、およびFATCAを遵守しない投資家に源泉徴収税を課税することを含む義務が課される。かかる目的上、ファンドは、FATCAの目的におけるFFIの定義の範囲内に該当することになる。

FATCAの公表された制度上の目的が（単に源泉徴収税を徴収することではなく）報告を実現することであるという事実と、特定の法域においてFFIによるFATCAの遵守に関して生じうる問題点の両方に鑑みて、米国は、FATCAの導入に対する政府間アプローチを策定した。この点に関して、アイルランド政府と米国政府は、2012年12月21日に政府間協定（以下「アイルランドIGA」という。）を締結し、2013年財政法に、アイルランドIGAの実施について、アイルランドIGAにより生じる登録および報告要件に関する規則をアイルランド歳入庁も策定可能とする規定が定められた。アイルランド歳入庁は（財務省と共同で）2014年7月1日から効力を生じる規則（2014年S.I. No.292）を公布した。アイルランド歳入庁は、補足ガイダンス・ノートを発行し、かかるガイダンス・ノートは、必要に応じて更新されている。

アイルランドIGAは、コンプライアンス手続を簡素化するとともに、源泉徴収税リスクを最小限に抑えることにより、アイルランドFFIがFATCAを遵守する際の負担を軽減することが意図されている。アイルランドIGAに基づき、関連する米国投資家に関する情報は、毎年、各アイルランドFFIにより、（当該FFIがFATCA要件を免除されない限り、）直接アイルランド歳入庁に提供される。アイルランド歳入庁は、その後、当該FFIがIRSとの間でFFI契約を締結する必要なく、（翌年9月30日までに）当該情報をIRSに提供する。上記にかかわらず、当該FFIは、原則として、一般にGINTと称されるグローバル仲介人識別番号を取得するためにIRSに登録する義務を負う。

アイルランド I G A の下では、FFIは、原則として、30%の源泉徴収税を適用する義務を負わない。FATCAによりファンドがその投資に対して米国源泉徴収税を課税される場合、管理会社の取締役会は、投資家によるファンドへの投資に関して、必要な情報を提供しないことまたは参加FFIとならないことにより源泉徴収税が発生した当該投資家によりかかる源泉徴収税が経済的に負担されることを確保するための措置を講じることができる。

各投資予定者は、自己の状況に関して、FATCAに基づく要件について自己の税務アドバイザーに相談すべきである。

(上) 共通報告基準

2014年7月14日、OECDは、共通報告基準（以下「CRS」という。）をその中に含む金融口座情報の自動的交換に関する基準（以下「本基準」という。）を発行した。これは、関連する国際的な法的枠組みおよびアイルランドの税法によってアイルランドで適用されている。さらに、2014年12月9日に、欧州連合は、課税分野における自動的な情報交換の義務化について、指令2011/16/EUを改正するEU理事会指令2014/107/EU（以下「DAC2」という。）を採択し、これは、アイルランドにおいて関連するアイルランドの税法によって適用されている。

CRSおよびDAC2の主な目的は、参加国またはEU加盟国の関係する税務当局間における一定の金融口座情報の年に一度の自動的交換について規定することである。

CRSおよびDAC2は、FATCAを実施する目的で使用された政府間アプローチを広範囲にわたって利用しているため、これらの報告制度の間にはかなりの類似性がある。ただし、FATCAが基本的に特定米国人に関する特定の情報をIRSに報告することを要求するのみであるのに対し、CRSおよびDAC2は、複数の法域が当該制度に参加しているため範囲が大幅に広くなっている。

大まかに言えば、CRSおよびDAC2は、他の参加国またはEU加盟国に居住する口座保有者（および特別な状況において、当該口座保有者の支配者）を特定し、当該口座保有者に関する特定の情報（および特別な状況において、特定された支配者に関する特定の情報）をアイルランド歳入庁に年に一度報告することをアイルランド金融機関に要求する（次いで、アイルランド歳入庁は、当該情報を口座保有者が居住する関係する税務当局に提供する。）。これに関して、ファンドはCRSおよびDAC2の目的におけるアイルランド金融機関とみなされることに留意すべきである。

ファンドのCRS要件およびDAC2要件に関する詳細は、下記の「CRS/DAC2データ保護情報通知」を参照のこと。

受益者および投資予定者は、自己の状況に関して、CRS/DAC2に基づく要件について自己の税務アドバイザーに相談すべきである。

CRS / DAC 2データ保護情報通知

ファンドは、2016年1月1日以降、CRSおよびDAC 2の遵守またはみなし遵守（場合に応じて）を確保するために、（ ）本基準および関連する国際的な法的枠組みおよびアイルランド税法によってアイルランドで適用され、とりわけこれに含まれるCRS、ならびに（ ）アイルランドにおいて関連するアイルランドの税法によって適用されるDAC 2により課される義務を遵守するために要求される措置を講じる意向であることを確認している。

これに関して、ファンドは、租税法の第891条Fおよび第891条Gならびに同条に基づき策定される規則に基づき、各受益者の課税方式に関する一定の情報を収集（および特定の受益者の関連する支配者に関する情報を収集）することを義務付けられている。

一定の状況において、ファンドは、この情報およびファンドに対する受益者の持分に関するその他の財務情報をアイルランド歳入庁と共有（および特別な状況において、特定の受益者の関連する支配者に関する情報を共有）することを法律により義務付けられる場合がある。次いで、当該口座が報告対象口座であると特定されている限りにおいて、アイルランド歳入庁は、当該情報を当該報告対象口座に係る報告対象者の居住国と交換する。

特に、受益者（および該当する場合、関連する支配者）に関して報告される情報には、氏名、住所、生年月日、出生地、口座番号、口座残高または年度末における価額（または、当該年度の途中で当該口座が閉鎖された場合は当該口座の閉鎖日における口座残高または価額）、当該暦年において口座に関して行われた支払（買戻しおよび配当／利子の支払を含む）、税務上の居住国および納税者番号が含まれる。

受益者（および関連する支配者）は、ファンドの税金申告義務に関するより詳細な情報をアイルランド歳入庁のウェブサイト（<http://www.revenue.ie/en/business/aeoi/index.html>）またはCRSのみの場合は以下のリンク（<http://www.oecd.org/tax/automatic-exchange/>）から入手することができる。

上記のすべての定義語は、上記において別途定義される場合を除き、本基準またはDAC 2（該当する方）において定められる意味を有するものとする。

（チ）第二の柱規則

O E C DおよびE Uの要件に従い、アイルランドは、最近第二の柱規則を導入した。第二の柱は、大規模グループが、かかる大規模グループが事業を行うするそれぞれの法域において、その利益について少なくとも15%の実効税率を負担することの確保に努める。

第二の柱規則は、以下のいずれかに対してのみ適用されることに留意することが重要である。

- a) 現在の会計期間の直前の4年度のうち少なくとも2年度の連結収入金額が7億5,000万ユーロ以上である、多国籍企業グループ（以下「MNEグループ」という。）および大規模な国内グループの一員、または
- b) 上記(a)に該当しないが、単体ベースで現在の会計期間の直前の4年度のうち少なくとも2年度の収入金額が7億5,000万ユーロを超える事業体

また、アイルランドの規制対象ファンドが上記の基準を満たした場合においても、投資ファンドについては規則から幅広く除外される。これに関して、大半のアイルランドの規制対象ファンドは、かかる目的において投資ファンドとみなされる対象となる。

したがって、第二の柱規則が、ファンドに何らかの重大な影響を及ぼすことは想定されない。

第2 管理及び運営

1 申込(販売)手続等

(1) 海外における販売手続等

<訂正前>

(前 略)

申込手続

ポートフォリオの受益証券の買付申込みは、管理会社がその事業所の住所においてポートフォリオの取引日の正午12時(ダブリン時間)より前に受領した場合、当該取引日に処理される。正午12時(ダブリン時間)以降に受領される申込みは、管理会社の裁量により、翌取引日に繰り延べられることがある。

ポートフォリオの受益証券は、申込みが成立した取引日の翌取引日までに受託会社に対する支払が行われることを条件として、管理会社により発行される。受益証券は、買付の申込書が管理会社により受領されかつ受理された取引日の営業終了時に発行される。申込金の支払の懈怠または支払の遅延によりポートフォリオが被る損失、経費または費用は、申込人が負担する。

受益証券の発行を確認する契約書は、通常、申込みが成立した申込人またはその指名する代理人に対して電子的手段により送付される。受益証券は記名式でのみ発行される。

管理会社は、自らの裁量によりいつでも、一定の国または領域に居住しまたは設立される個人または法人に対するポートフォリオの受益証券の発行の一時的な中断、完全な中止または制限をすることができる。また、管理会社は、ポートフォリオまたはダイワ外貨MMFの受益者の保護のために必要または望ましい場合、一定の個人または法人による受益証券の取得を禁じることができる。

さらに、管理会社は、(a)自らの裁量により、受益証券の全部または一部の申込みを拒絶し、また、(b)いつでも、受益証券の購入または保有を禁じられた受益者が保有する受益証券を買い戻すことができる。

米国人およびアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である個人(適切な申告書に記入したアイルランド免税投資家を除く。)は、ポートフォリオの受益証券の購入を行うことができず、また、申込人は、直接的または間接的に、米国人またはアイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者である個人(適切な申告書に記入したアイルランド免税投資家を除く。)のために受益証券の取得を行っているものではないことを証明することを要求される。単独でまたは他の者と共同で受益証券を保有することのできない者が受益証券の実質的所有者となっていると管理会社がみなす場合、受託会社は、当該受益証券をすべて強制的に買い戻すことができる。

回収勘定キャッシュ・スwiープ・プログラム

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

申込手続

ポートフォリオの受益証券の申込人は、ファンドの受益証券の申込みに関して、申込人が使用するための投資者口座を管理会社が開設できるようにするために、ファクシミリまたは電子メール（署名済PDFの形式）により、関連する申込人の身元を証明するための補足情報および補足資料、また、管理会社による要求があった場合は、申込金の資金源の詳細とともに、記入済の口座開設依頼書を送付しなければならない。これらの要件のさらなる詳細は、後記「マネーロンダリングおよびテロリスト資金供与の防止」の項に記載されている。

管理会社が投資者口座を開設した旨の確認書を申込人に交付した後において、申込人は、関連する申込用紙を用いてポートフォリオの受益証券の申込みを行うことができる。申込用紙が管理会社によって取引日の正午12時（ダブリン時間）（以下「取引期限」という。）より前に受領されていない場合、当該申込用紙は、当該申込用紙が受領された後の次の取引日まで持ち越され、その後、受益証券は、当該取引日に適用される関連する買付代金で発行される。ただし、管理会社は、その裁量により、かつ、投資運用会社に対して事前に通知を行うことにより、取引期限後（ただし、当該取引日に関連する評価日の評価時点よりも前）に受領した当該申込用紙を受理することがある。

受益証券の申込人は、管理会社が申込人の投資者口座を開設した旨の確認書の受領前に管理会社によって受領された申込用紙は、処理されない点に留意すべきである。当該状況において、申込人は、管理会社が申込人の投資者口座を開設した旨の確認書を申込人が受領した後において、新たな申込用紙に記入し、これを提出するよう要求される。投資者口座が開設された旨の確認が行われる前にファンドの回収勘定宛てに支払われた申込金は、受領を拒否されることがあり、申込人は、自己の費用負担により、追加の銀行手数料を支払うことになることがある。

投資者口座が開設された旨の確認書を受領し、申込用紙が管理会社に提出された後において、受益証券の申込みのための決済資金は、申込みが成立した取引日の翌取引日（以下「申込決済期限」という。）までにファンドの回収勘定に払い込まれなければならない。記入済の申込用紙および／または受益証券の申込みのための決済資金が関連する申込決済期限までに受領されていない場合、受益証券の申込みは、記入済の申込用紙および受益証券の申込みに係る決済資金が受領された後の次の申込み可能な取引日まで持ち越され、その後、受益証券は、当該取引日に適用される関連する買付代金で発行される。

各申込用紙には、申込みの数量（金額または受益証券の口数）を明記しなければならない。関連する申込金は、関連するポートフォリオの表示通貨により、現金で支払われなければならない。

管理会社が一度受領した記入済申込用紙は、撤回不能である。受益証券の発行をもって、管理会社は、所有権確認書を発行する。受益証券の発行を確認する契約書は、通常、申込みが成立した申込人またはその指名する代理人に対して電子的手段により送付される。受益証券は記名式でのみ発行される。

受益証券は、買付の申込書が管理会社により受領されかつ受理された取引日の営業終了時に発行される。申込金の支払の懈怠または支払の遅延によりポートフォリオが被る損失、経費または費用は、申込人が負担する。

ファンドの受益者は、ファクシミリ、電子メール（署名済PDFの形式）または管理会社と事前に合意したその他の電磁的手段により、管理会社が要求する他の情報および文書とともに、受益証券の記入済申込用紙を管理会社が取引期限までに受領するよう送付することとする。受益証券の当初申込みまたは継続申込みを請求する場合、受益者は、申込用紙の代わりに、申込・買戻注文書（管理会社が同意する様式の、申込みおよび買戻しを行うための取引注文書）を管理会社より取得し、管理会社に提出することができる。

ファンドの受益証券の申込みが受諾された場合、当該受益証券の買付者は関連する取引日が経過するまで受益者名簿に記載されないことがあるが、当該受益証券は、関連する取引日の営業終了時点から有効に発行されたものとして取り扱われる。したがって、買付者が受益証券について支払った申込金は、関連する取引日からファンドの投資リスクの影響を受けることになる。

管理会社は、投資運用会社と協議の上、特定の期間中またはその他同社が決定する時期まで受益証券を発行しないことを隨時決定することができる。かかる期間中、受益証券を申し込むことはできない。

管理会社は、自らの裁量によりいつでも、一定の国または領域に居住しましたは設立される個人または法人に対するポートフォリオの受益証券の発行の一時的な中断、完全な中止または制限をすることができる。また、管理会社は、ポートフォリオまたはダイワ外貨MMFの受益者の保護のために必要または望ましい場合、一定の個人または法人による受益証券の取得を禁じることができる。

さらに、管理会社は、

- (a) 自らの裁量により、何らかの理由によりまたは理由なしに（また、かかる理由を開示する義務を負わず）、受益証券の全部または一部の申込みを拒絶し（その場合、申込みの際に支払われた金額またはその残額（場合に応じる。）は、実行可能な限り速やかに、かつ、申込人がリスクおよび費用を負担した上で、（利息を付さずに）返金される。）、また、
- (b) いつでも、受益証券の購入または保有を禁じられた受益者が保有する受益証券を買い戻すことができる。

非適格申込人

口座開設依頼書は、受益証券の各申込予定者（該当する場合は、各共同保有者を含む。）に対して、特に、自らが適格投資家であり、適用法に違反することなく受益証券を取得し、保有することができる旨表明し、保証することを必要とする。受益証券は、ポートフォリオが本来負担することのない納税義務を負うか、またはその他の金銭上の不利益を被ることとなる可能性があると管理会社が判断する状況において、いかなる者に対しても募集、発行または譲渡されることはできない。受益証券の申込人は、口座開設依頼書において、とりわけ、ポートフォリオへの投資リスクを評価するための金融事項に関する知見、専門知識および経験を有していること、ポートフォリオが投資する資産への投資に内在するリスクおよび当該資産の保有および／または取引の方法を認識していることならびにポートフォリオへの投資全額を失うことに耐えられることを負担することができることを証明しなければならない。受益証券の譲受人は、譲渡の登録前に同様の条件で表明および保証を行う必要がある。

米国人およびアイルランド居住者またはアイルランド通常居住者である個人(適切な申告書に記入したアイルランド免税投資家を除く。)は、ポートフォリオの受益証券の購入を行うことができず、また、申込人は、直接的または間接的に、米国人またはアイルランド居住者もしくはアイルランド通常居住者である個人(適切な申告書に記入したアイルランド免税投資家を除く。)のために受益証券の取得を行っているものではないことを証明することを要求される。単独でまたは他の者と共同で受益証券を保有することのできない者が受益証券の実質的所有者となっていると管理会社がみなす場合、受託会社は、当該受益証券をすべて強制的に買戻すことができる。

受益証券の様式

すべての受益証券は登録受益証券であり、受益者の資格は、受益者名簿への記載により証明され、受益証券の券面によって証明されるものではない。受益証券は、単独名義または4名を上限とする共同名義で登録することができる。受益証券が共同名義で登録される場合、すべての共同保有者は、取引（かかる受益証券の全部または一部の譲渡または買戻しを含むが、これらに限られない。）に関して、管理会社が共同保有者の中いずれかの者による単独の書面による指図に基づき行為する権限を与える必要がある。

回収勘定キャッシュ・スwiープ・プログラム

(後 略)

2 買戻し手続等

(1) 海外における買戻し手続等

<訂正前>

(前 略)

買戻手続

適切な買戻し申込書は、買戻しが効力を生じる取引日の正午12時(ダブリン時間)までに管理会社の事務所において、管理会社が受領しなければならない。かかる買戻し申込書が取引日の正午12時(ダブリン時間)後に受領された場合は、管理会社の裁量により翌取引日に繰越すことができる。買戻請求が管理会社により受領された取引日に受益証券の買戻しが行われる。

買い戻される受益証券に関連して宣言され、発生したすべての分配金のうち、未払いのものは、買戻金と共に支払われる。かかる分配金および買戻金は、通常、買戻しが有効となる取引日の翌取引日にポートフォリオの基準通貨をもって受益者の口座に銀行電信送金で支払われる。買戻金支払の費用は全てポートフォリオが負担する。

受益者は、ポートフォリオ資産の評価の一時的停止の場合を除き、管理会社の事前の書面による合意なしに、買戻請求を取り下げるることは出来ず、この場合取り下げは、管理会社が評価の停止期間終了前に書面による通知を受領した場合に限り、有効となる。買戻請求の取下げがなされない場合、買戻しは、評価停止終了後の翌取引日に行われる。

管理会社は、1取引日に買い戻される受益証券の口数を、ポートフォリオの発行済受益証券合計の10%に制限する権限を有する。この場合かかる制限は、かかる取引日に受益証券の買戻しを希望する受益者全員に一律に適用され、すべての受益者の受益証券が、一律の割合で買戻され、その日に買い戻されない受益証券は翌取引日に繰越して買い戻される。繰り越された買戻請求は、その後の請求に優先して処理される。買戻要求がこのように繰越される場合、管理会社は影響を受ける受益者に通知する。

<訂正後>

(前 略)

買戻手続

ファンドの受益者は、ファクシミリ、電子メール（署名済PDFの形式）または管理会社と事前に合意したその他の電磁的手段により、管理会社が要求する他の情報および文書とともに、記入済買戻申込書を管理事務代行会社が買戻期限までに受領するよう送付することとする。受益証券の買戻しを請求する場合、受益者は、買戻請求書の代わりに、申込・買戻注文書（管理事務代行会社が同意する様式の、申込みおよび買戻しを行うための取引注文書）を管理事務代行会社より取得し、管理事務代行会社に提出することができる。

適切な買戻し申込書は、買戻しが効力を生じる取引日の正午12時(ダブリン時間)までに管理会社の事務所において、管理会社が受領しなければならない（以下「買戻期限」という。）。かかる買戻し申込書が取引日の正午12時(ダブリン時間)後に受領された場合は、管理会社の裁量により翌取引日に繰越すことができる。買戻請求が管理会社により受領された取引日に受益証券の買戻しが行われる。

ファンドの受益証券の買戻申込書が受諾された場合、当該受益証券は、かかる買戻しを請求する受益者が受益者名簿から抹消されたか、または買戻価格が決定されたか、もしくは送金されたかにかかわらず、関連する取引日の営業終了時点から効力を有するよう買い戻されたものとして取り扱われる。したがって、関連する取引日以降、受益者は、受益者としての資格において、買戻しの対象となった受益証券に関して信託証書に基づいて生じるあらゆる権利(ファンドまたは関連するポートフォリオのいずれかの集会の通知を受領し、集会に出席し、または集会で投票する一切の権利を含むが、買い戻された受益証券に関して買戻価格および関連する取引日より前に宣言されたが未払いの一切の分配を受領する権利を除く。)を有しないか、または行使することができない。かかる買戻しを行う受益者は、買戻価格に関してファンドの債権者となる。支払不能による清算において、買戻しを行う受益者は、通常の債権者に劣後し、受益者に優先する。受益者は、当初購入に関して支払いが受領された、決済済の受益証券に関する買戻請求のみを提出することができる。

一旦提出された買戻請求は、管理会社が全般的にまたは特定の場合において決定しない限り、撤回不能とする。

決済

買戻金の支払いは原則として、可能な限り、該当する買戻決済期限までに、または投資運用会社との協議により管理会社が決定するこれより後の日までに行われる。

支払いは、管理会社が独自の裁量で別段の合意をしない限り、関連する受益証券クラスの表示通貨で、最も近い最小通貨単位(該当する場合)に自動的に概算され、当該受益証券の申込金が買戻しを請求した受益者によって当初送金されたのと同じ口座へ、直接送金により、受益者のリスクと費用で行われる。

管理会社および投資運用会社は、ファンドが関連する受益証券の買戻しに資金を提供するためにその投資から関連する金額を受領するまで、買戻金を受益者に送金する義務を負わないものとする。関連する取引日から実際の支払いまでの期間に関して、買戻金に利息が発生することはない。

買い戻される受益証券に関連して宣言され、発生したすべての分配金のうち、未払いのものは、買戻金と共に支払われる。かかる分配金および買戻金は、通常、買戻しが有効となる取引日の翌取引日にポートフォリオの基準通貨をもって受益者の口座に銀行電信送金で支払われる(以下「買戻決済期限」という。)。買戻金支払の費用は全てポートフォリオが負担する。

買戻価格

受益証券1口当たりの買戻価格は、関連する取引日に該当する評価日または当該日が評価日でない場合は直前の評価日の評価時点における該当する受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格(以下「買戻価格」という。)である。受益証券1口の買戻価格を計算する目的において、管理会社は、受益証券1口当たり純資産価格から、買戻請求を履行する資金を賄うために資産を換金し、またはポジションを手仕舞う際にファンドの勘定で負担する財務費用および販売手数料を反映した、適切な引当であると管理会社が考える金額を差し引くことができる。

受益者は、ポートフォリオ資産の評価の一時的停止の場合を除き、管理会社の事前の書面による合意なしに、買戻請求を取り下げるることは出来ず、この場合取り下げは、管理会社が評価の停止期間終了前に書面による通知を受領した場合に限り、有効となる。買戻請求の取下げがなされない場合、買戻しは、評価停止終了後の翌取引日に行われる。

管理会社は、1取引日に買い戻される受益証券の口数を、ポートフォリオの発行済受益証券合計の10%に制限する権限を有する。この場合かかる制限は、かかる取引日に受益証券の買戻しを希望する受益者全員に一律に適用され、すべての受益者の受益証券が、一律の割合で買戻され、その日に買い戻されない受益証券は翌取引日に繰越して買い戻される。繰り越された買戻請求は、その後の請求に優先して処理される。買戻要求がこのように繰越される場合、管理会社は影響を受ける受益者に通知する。

3 資産管理等の概要

(5) その他

<訂正前>

(前 略)

関係法人との契約の更改等に関する手続

(中 略)

投資顧問契約

投資顧問契約は、一当事者が他方当事者に対し同法の規定に従い90日前までに書面で通知を行い終了させるまで、効力が継続する。

同契約はアイルランドの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、本契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し書面により解約を通知するまで有効に存続する。

同契約は日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、本契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し、書面により解約を通知するまで有効に存続する。

同契約は日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

その他

管理会社の取締役および関係者のいずれも、ファンドの受益証券に対して権益を有していない。

ファンドは、いかなる訴訟手続または仲裁手続にも関与しておらず、管理会社の取締役または受託会社は、ファンドの設立以降、ファンドによりまたはファンドに対して係争中であるかまたは提起されるおそれのある訴訟手続または仲裁手続を認知していない。

<訂正後>

(前 略)

関係法人との契約の更改等に関する手続

(中 略)

投資顧問契約

投資顧問契約は、一当事者が他方当事者に対し同法の規定に従い90日前までに書面で通知を行い終了させるまで、効力が継続する。

同契約はアイルランドの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

副保管契約

副保管契約は、一当事者が他方当事者に対し同法の規定に従い90日前までに書面で通知を行い終了させるまで、効力が継続する。

同契約はアイルランドの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

代行協会員契約は、本契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し書面により解約を通知するまで有効に存続する。

同契約は日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、本契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し、書面により解約を通知するまで有効に存続する。

同契約は日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(前 略)

(3) 受託会社

名称	エスエムティー・トラスティー(アイルランド)リミテッド (SMT Trustees (Ireland) Limited)
資本金の額	2024年4月末日現在、2.50ユーロ(約420円)および12万英ポンド(約2,364万円)
事業の内容	エスエムティー・トラスティー(アイルランド)リミテッド(登記上の住所：アイルランド、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5)は、1993年1月14日、アイルランドの法律に基づき設立された有限責任会社である。最終的親会社は東京証券取引所に上場している日本の会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社である。受託会社は、1995年投資仲介業者法に基づき、投資対象の安全保管および管理を含む保管業務事業を行う者として、アイルランド中央銀行による認可を受けた。

(中 略)

(10) 日本における販売会社

名称	あかつき証券株式会社
資本金の額	2024年4月末日現在、30億6,700万円
事業の内容	金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っている。

<訂正後>

(前 略)

(3) 受託会社

名称	エスエムティー・トラスティー(アイルランド)リミテッド (SMT Trustees (Ireland) Limited)
資本金の額	2024年4月末日現在、2.50ユーロ(約412円)および12万英ポンド(約2,349万円) <u>(注)</u> 英ポンドおよびユーロの円貨換算は、2024年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド = 195.76円、1ユーロ = 164.89円)による。
事業の内容	エスエムティー・トラスティー(アイルランド)リミテッド(登記上の住所：アイルランド、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5)は、1993年1月14日、アイルランドの法律に基づき設立された有限責任会社である。最終的親会社は東京証券取引所に上場している日本の会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 ^(注) である。受託会社は、1995年投資仲介業者法に基づき、投資対象の安全保管および管理を含む保管業務事業を行う者として、アイルランド中央銀行による認可を受けた。 <u>(注)</u> 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社は、2024年10月1日付で三井住友トラストグループ株式会社に商号を変更する予定である。以下同じ。

(中 略)

(10) 日本における販売会社

名称	あかつき証券株式会社
資本金の額	2024年4月末日現在、30億6,700万円
事業の内容	金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っている。

(11) 日本における販売会社

名称	リテラ・クレア証券株式会社
資本金の額	2024年5月末日現在、37億94百万円
事業の内容	金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っている。

2 関係業務の概要

<訂正前>

(前 略)

(10) 日本における販売会社

日本におけるファンド証券の募集に関し、ファンド証券の販売・買戻しの取扱業務を行う。

<訂正後>

(前 略)

(10) 日本における販売会社

日本におけるファンド証券の募集に関し、ファンド証券の販売・買戻しの取扱業務を行う。

(11) 日本における販売会社

日本におけるファンド証券の募集に関し、ファンド証券の販売・買戻しの取扱業務を行う。

別紙A

定 義

<訂正前>

(前 略)

会計期間 最初の会計期間は、ダイワ外貨MMFの認可日に開始し、その後の会計期間の場合は前会計期間の満了の翌日から開始し、会計基準日に終了する期間をいう。

発生基準時 すべてのポートフォリオについて、関連ポートフォリオの純資産価額の計算のために当該ポートフォリオの収益および債務が発生したとみなされる日時をいう。

(中 略)

AIFM規則 2013年欧州連合(オルタナティブ投資ファンド運用会社)規則(2013年法律第257号)をいう。

(中 略)

キャッシュ・スワイプ・カウンターパーティ 前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク・リスク要因 キャッシュ・スワイプ・リスク」の項に記載される意味を有する。

キャッシュ・スワイプ・プログラム 前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク・リスク要因 キャッシュ・スワイプ・リスク」の項に記載される意味を有する。

(中 略)

回収勘定キャッシュ・スワイプ・カウンターパーティ 前記「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 1 申込(販売)手続等 (1) 海外における販売手続等」の項に記載される意味を有する。

回収勘定キャッシュ・ス ウィーブ・プログラム	前記「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 1 申込(販売) 手續等 (1) 海外における販売手續等」の項に記載される意味を有する。
集団投資事業	オープン・エンド型の集団投資事業をいう。
データ保護法令	一般データ保護規則(規則2016/679)により導入されたEUのデータ保護制度および2018年アイルランド・データ保護法をいう。
	(中 略)
取引期限	あるポートフォリオについて、当該ポートフォリオに関する別紙に記載される取引日の特定の時間をいう。
	(中 略)
EMIR	店頭(OTC)デリバティブ、中央清算機関(CCP)および取引情報蓄積機関(TR)に関する2012年7月4日付欧州議会および理事会規則(EU)No 648/2012、ならびに関連する規制上の技術基準を含む委員会規則をいう。
ESMA	欧州証券市場監督局をいう。
報酬に関するESMA ガイドライン	2013年7月7日に公表された、AIFMDに基づく公平な報酬方針に関するESMAガイドラインをいう。
ユーロ	1957年3月25日付ローマにおけるEC条約(1992年2月7日付マーストリヒトにおける条約で修正済み)に従い採択された欧州連合加盟国の法定単一通貨をいう。
アイルランド免税投資家	<ul style="list-style-type: none"> ・租税法第774条に規定する免税承認スキームである年金スキームまたは租税法第784条または第785条が適用される退職年金契約もしくは信託スキーム ・租税法第706条に規定する生命保険業を営む会社 ・租税法第739条B(1)に規定する投資事業 ・租税法第737条に規定する特別投資スキーム ・租税法第739条D(6)(f)(i)に規定される個人の慈善団体 ・租税法第731条(5)(a)に規定するユニット・トラスト ・保有する受益証券が認可リタイアメント・ファンドまたは認可ミニマム・リタイアメント・ファンドの資産である場合に租税法第784条(1)(a)に規定する適格ファンド・マネジャー ・租税法第739条Bに規定する適格管理会社 ・租税法第739条Jに規定する投資リミテッド・パートナーシップ ・租税法第787条Iに規定する所得税およびキャピタル・ゲイン税を免除される者のために行われる個人退職年金勘定(「PRS A」)の管理者であり、受託証券がPRS Aの資産である場合 ・クレジット・ユニオン法第2条に規定するクレジット・ユニオン ・国家資産管理機構 ・国家財政管理機構または財務省が単独の実質的所有者である(2014年国家財政管理機構(改正)法第37条の意味における)ファンドの投資ビーグルまたは国家財政管理機構を通じて行為する当国 ・ファンドによりなされる支払に関して租税法第110条(2)に従って法人税が課される会社、または

- ・ ファンドに税金を発生させるか、またはファンドに税金を発生させる
ファンドに関連ある免税を脅かすことなく課税法令または歳入委員による書面による慣行もしくは特許により受益証券の所有を認められる
他のアイルランド居住者またはアイルランドの通常居住者
ただし、関係宣誓書を正確に作成していなければならない。

（中 略）

投資運用契約

隨時改訂される2004年7月30日付の管理会社および投資運用会社との間の
投資運用契約（総称して「投資運用契約」という。）をいう。

アイルランド

アイルランド共和国をいう。

アイルランド居住者

以下の者をいう。

- ・個人の場合、税務上アイルランドの居住者である個人
- ・トラストの場合、税務上アイルランドの居住者であるトラスト
- ・会社の場合、税務上アイルランドの居住者である会社

個人の場合は、課税年度に関して、(1)かかる課税年度中に183日間以上
または(2)いずれかの連續する課税年度中に280日間以上アイルランドに
所在している場合に、各課税年度中に31日間以上アイルランドに所在し
ていることを条件として、アイルランドの居住者と見なされる。アイル
ランドにおける所在日数の決定については、個人は、1日のいずれかの
時点においてアイルランドに所在している場合、所在したものとみなさ
れる。かかる新たな判断基準は、2009年1月1日から有効となっている
(以前は、アイルランドにおける所在日数を決定する際、個人は、1日の
終了時（深夜0時）においてアイルランドに所在している場合、所在し
たものとみなされていた。)。

トラストは、受託者がアイルランドの居住者である場合、または受託者
(二名以上である場合)の過半数がアイルランドの居住者である場合は、
原則としてアイルランドの居住者である。

会社は、設立地に關係なく、運営および管理の中心がアイルランドにあ
る場合に、アイルランドの居住者である。運営および管理の中心がアイ
ルランドにないが、アイルランドで設立された会社は、以下の場合を除
き、アイルランドの居住者である。

- 会社が、アイルランドと他国との間で締結された二重課税防止条約に
に基づきアイルランドの居住者でないとみなされる場合、または

- 会社または関連会社がアイルランドで事業を営み、会社がEUの加盟国またはアイルランドが二重課税防止条約を締結した国の居住者によって最終的に支配されている場合、または会社もしくは関連会社がEUもしくはアイルランドとの二重課税防止条約締結国の公認証券取引所に上場されている場合。かかる例外は、アイルランドにおいて設立された会社で、(アイルランド以外の)関連する法域において運営および管理されているが、当該法域が設立地でないために当該法域の居住者とはならない会社が、税務上、いずれの法域の居住者にも該当しない場合には適用されない。

2014年財政法は、2015年1月1日以降に設立された会社について、上記の居住規則を改定した。この新しい居住規則は、アイルランドで設立された会社およびアイルランドで設立されてはいないがアイルランドで運営および管理されている会社が税務目的上アイルランドの居住者となることを確保する。ただし、当該会社が、アイルランドと他国との間の二重課税防止条約により、アイルランド以外の地域の居住者である（よってアイルランドの居住者ではない）とみなされる場合はこの限りではない。当該日より前に設立された会社について、この新たな規則は、（限られた状況を除き）2021年1月1日まで効力を生じない。

会社の税務上の居住地の決定は時に複雑であり、投資を検討している者は、租税法第23条Aに定める立法規定を参照するべきである。

（中 略）

加盟国

欧州連合の加盟国をいう。

最低保有額

関連する別紙に特定される受益者に保有される受益証券の最低保有口数または価額をいう。

最低申込額

関連する別紙に特定される受益証券の最低申込額をいう。

MMF規則

2017年6月14日付欧州議会および理事会規則（EU）2017/1131（改訂済）をいう。

（中 略）

アイルランド通常居住者

- ・個人の場合、税務上アイルランドの通常居住者である個人
- ・トラストの場合、税務上アイルランドの通常居住者であるトラスト

個人は、ある特定の課税年度について、その前の3年連続する課税年度においてアイルランド居住者であった（すなわち、4年目の課税年度の開始時から通常居住者となる）場合、通常居住者とみなされる。個人は、3年連続する課税年度において非アイルランド居住者となるまでは引き続きアイルランド通常居住者である。したがって、2016年1月1日から2016年12月31日までの課税年度にアイルランドの居住者およびアイルランドの通常居住者である個人がかかる課税年度にアイルランドを離れた場合、2019年1月1日から2019年12月31日までの課税年度が終了するまでは引き続きアイルランドの通常居住者である。

トラストの通常居住者は不明確で、税務上の居住に連動する。

（中 略）

公認の証券取引所	別紙Dに定めるとおりファンドが投資を許可されている規制ある証券取引所、店頭市場およびその他の証券市場をいう。
買戻し申込書	管理会社が隨時定めるとおり、保有するポートフォリオの受益証券の全部または一部を買戻すことを希望する受益者が記入する買戻申込書をいう。
申告書	租税法スケジュール2Bに規定する受益者に関連する申告書をいう。 (中 略)
副保管会社	ファンド資産の保管のため、隨時受託会社により利用されるその他の金融機関、副保管者および任命者をいう。
別紙	ポートフォリオおよび／または一もしくは複数のクラスに関連する一定の情報を記載した本書の別紙をいう。 (後 略)

<訂正後>

	(前 略)
会計期間	最初の会計期間は、ダイワ外貨MMFの認可日に開始し、その後の会計期間の場合は前会計期間の満了の翌日から開始し、会計基準日に終了する期間をいう。
口座開設依頼書	<u>ファンドに関して、管理会社から取得される用紙で、ファンドの受益証券に申し込むために投資者口座を開設するために要求されるものをいう。</u>
発生基準時	すべてのポートフォリオについて、関連ポートフォリオの純資産価額の計算のために当該ポートフォリオの収益および債務が発生したとみなされる日時をいう。 (中 略)
AIFM規則	<u>隨時改訂される2013年欧洲連合(オルタナティブ投資ファンド運用会社)規則(2013年法律第257号)をいう。</u> (中 略)
キャッシュ・スwiイー プ・カウンターパーティ	前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク リスク要因 キャッシュ・マネジメント・スwiイープ(CMS)に に関するリスク要因」の項に記載される意味を有する。
キャッシュ・スwiイー プ・プログラム	前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク リスク要因 キャッシュ・マネジメント・スwiイープ(CMS)に に関するリスク要因」の項に記載される意味を有する。 (中 略)
回収勘定キャッシュ・ス wiイープ・カウンタ パーティ	前記「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 1 申込(販売) 手続等 (1) 海外における販売手続等 回収勘定キャッシュ・ス wiイープ・プログラム」の項に記載される意味を有する。
回収勘定キャッシュ・ス wiイープ・プログラ ム	前記「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 1 申込(販売) 手續等 (1) 海外における販売手續等 回収勘定キャッシュ・ス wiイープ・プログラム」の項に記載される意味を有する。

集団投資事業 データ保護法令	オープン・エンド型の集団投資事業をいう。 <u>隨時改訂される一般データ保護規則(規則2016/679)により導入されたEUのデータ保護制度および2018年アイルランド・データ保護法をいう。</u>
取引期限	(中 略) あるポートフォリオについて、当該ポートフォリオに関する「 <u>第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 1 申込(販売) 手続等(1)海外における販売手続等 申込手続</u> 」に記載される取引日の特定の時間をいう。
E M I R	(中 略) <u>隨時改訂される店頭(OTC)デリバティブ、中央清算機関(CCP)および取引情報蓄積機関(TR)に関する2012年7月4日付欧州議会および理事会規則(EU)No 648/2012、ならびに関連する規制上の技術基準を含む委員会規則をいう。</u>
E S M A 報酬に関するE S M A ガイドライン	欧州証券市場監督局をいう。 <u>隨時改訂される2013年7月7日に公表された、A I F M Dに基づく公平な報酬方針に関するE S M Aガイドライン(2016年10月14日付で改訂済)</u> をいう。
ヨーロ	1957年3月25日付ローマにおけるEC条約(1992年2月7日付マーストリヒトにおける条約で修正済み)に従い採択された欧州連合加盟国の法定単一通貨をいう。
アイルランド免税投資家	<ul style="list-style-type: none"> ・租税法第774条に規定する免税承認スキームである年金スキームまたは租税法第784条または第785条が適用される退職年金契約もしくは信託スキーム ・租税法第706条に規定する生命保険業を営む会社 ・租税法第739条B(1)に規定する投資事業 ・租税法第737条に規定する特別投資スキーム ・租税法第739条D(6)(f)(i)に規定される個人の慈善団体 ・租税法第731条(5)(a)に規定するユニット・トラスト ・保有する受益証券が認可リタイアメント・ファンドまたは認可ミニマム・リタイアメント・ファンドの資産である場合に租税法第784条(1)(a)に規定する適格ファンド・マネジャー ・租税法第739条Bに規定する適格管理会社 ・租税法第739条Jに規定する投資リミテッド・パートナーシップ ・租税法第787条Iに規定する所得税およびキャピタル・ゲイン税を免除される者のために行われる個人退職年金勘定(「P R S A」)の管理者であり、受託証券がP R S Aの資産である場合 ・クレジット・ユニオン法第2条に規定するクレジット・ユニオン ・国家資産管理機構 ・国家財政管理機構または財務省が単独の実質的所有者である(2014年国家財政管理機構(改正)法第37条の意味における)ファンドの投資ビーグルまたは国家財政管理機構を通じて行為する当国 ・1964年保険法(2018年保険(改正)法により改正済)に基づきアイルランド自動車保険機構により行われる自動車保険保証基金に支払われた金銭の投資に関して、かかる投資を行ったことをファンドに宣誓しているアイルランド自動車保険機構

- ・ファンドによりなされる支払に関して租税法第110条(2)に従って法人税が課される会社
- ・租税法第787条ACに規定する所得税およびキャピタル・ゲイン税を免除される者のために行為する（租税法第30部第2D章の意味における）汎欧洲個人年金商品（P E P P）の提供者であり、受益証券が（租税法第30部第2D章の意味における）汎欧洲個人年金商品（P E P P）の資産である場合
- ・ファンドによりなされる支払に関して租税法第739条G(2)に従って法人税が課される会社であって、その旨をファンドに宣誓しており、かつ、自らの税務参照番号をファンドに提供している会社（関連ポートフォリオガマネー・マーケット・ファンド（租税法第739条Bに定義されている。）である場合に限る。）、または
- ・ファンドに税金を発生させるか、またはファンドに税金を発生させるファンドに関連ある免税を脅かすことなく課税法令または歳入委員による書面による慣行もしくは特許により受益証券の所有を認められる他のアイルランド居住者またはアイルランドの通常居住者
ただし、関係宣誓書を正確に作成していなければならない。

（中 略）

投資運用契約

I R E F

隨時改訂される2004年7月30日付の管理会社および投資運用会社との間の投資運用契約（総称して「投資運用契約」という。）をいう。

以下に掲げるいずれかの要件を満たすアイルランド籍のUCITSではない規制対象ファンドまたは、かかるUCITSではない規制対象ファンドがアンブレラ型ファンドである場合、規制対象ファンドのサブ・ファンドをいう。

- (a) 直近会計期間末における資産の価額の25%以上が一定のアイルランドの不動産資産（以下「I R E F 資産」という。）に直接的または間接的に由来するもの、または
- (b) 上記(a)に該当しない場合、ファンドまたはサブ・ファンド（場合による。）の主な目的または主な目的の一つがI R E F 資産を取得するか、または（規制対象ファンドに関する法律に規定される特定の免除は別として、所得税、法人税またはキャピタル・ゲイン税が収益または利益に課される）I R E F 資産に関する活動（（ ）土地の取引もしくは開発または（ ）不動産賃貸業とみなされる活動を含むが、上記の一般性を制限するものではない。）を行うことであると合理的にみなされるもの。

また、これがアンブレラ型ファンドのサブ・ファンドに適用される場合、納税期限の到来した税金の計算、査定および徴収を目的として、当該アンブレラ・スキームの各サブ・ファンドは、別個の法人として扱われるものとする。

アイルランド

アイルランド共和国をいう。

アイルランド居住者

以下の者をいう。

- ・個人の場合、税務上アイルランドの居住者である個人
- ・トラストの場合、税務上アイルランドの居住者であるトラスト
- ・会社の場合、税務上アイルランドの居住者である会社

個人の場合は、課税年度に関して、(1)かかる課税年度中に183日間以上または(2)いずれかの連続する課税年度中に280日間以上アイルランドに所在している場合に、各課税年度中に31日間以上アイルランドに所在していることを条件として、アイルランドの居住者とみなされる。アイルランドにおける所在日数の決定については、個人は、1日のいずれかの時点においてアイルランドに所在している場合、所在したものとみなされる。

トラストは、受託者がアイルランドの居住者である場合、または受託者（二名以上である場合）の過半数がアイルランドの居住者である場合は、原則としてアイルランドの居住者である。

アイルランドで設立された会社およびアイルランドで設立されてはいないがアイルランドで運営および管理されている会社が税務目的上アイルランドの居住者となることを確保する。ただし、当該会社が、アイルランドと他国との間の二重課税防止条約により、アイルランド以外の地域の居住者である（よってアイルランドの居住者ではない）とみなされる場合はこの限りではない。

会社の税務上の居住地の決定は時に複雑であり、投資を検討している者は、租税法第23条Aに定める立法規定を参照するべきである。

（中 略）

加盟国

欧洲連合の加盟国をいう。

MMF規則

2017年6月14日付欧洲議会および理事会規則（EU）2017/1131（改訂済）をいう。

（中 略）

アイルランド通常居住者

・個人の場合、税務上アイルランドの通常居住者である個人

・トラストの場合、税務上アイルランドの通常居住者であるトラスト

個人は、ある特定の課税年度について、その前の3年連続する課税年度においてアイルランド居住者であった（すなわち、4年目の課税年度の開始時から通常居住者となる）場合、通常居住者とみなされる。個人は、3年連続する課税年度において非アイルランド居住者となるまでは引き続きアイルランド通常居住者である。したがって、2024年1月1日から2024年12月31日までの課税年度にアイルランドの居住者およびアイルランドの通常居住者である個人がかかる課税年度にアイルランドを離れた場合、2027年1月1日から2027年12月31日までの課税年度が終了するまでは引き続きアイルランドの通常居住者である。

トラストの通常居住者は不明確で、税務上の居住に連動する。

（中 略）

公認の証券取引所	別紙Dに定めるとおりファンドが投資を許可されている規制ある証券取引所、店頭市場およびその他の証券市場をいう。
買戻期限	<u>あるポートフォリオについて、前記「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 2 買戻し手続等 (1) 海外における買戻し手続等 買戻手続」の項に記載される取引日の時間をいう。</u>
買戻し申込書	管理会社が隨時定めるとおり、保有するポートフォリオの受益証券の全部または一部を買戻すことを希望する受益者が記入する買戻申込書をいう。
買戻価格	<u>あるポートフォリオについて、前記「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 2 買戻し手続等 (1) 海外における買戻し手続等 買戻手続」の項に記載される意味を有する。</u>
買戻決済期限	<u>あるポートフォリオについて、前記「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 2 買戻し手続等 (1) 海外における買戻し手続等 買戻手続」の項に記載される意味を有する。</u>
申告書	租税法スケジュール2Bに規定する受益者に関連する申告書をいう。 (中 略)
副保管会社	ファンド資産の保管のため、隨時受託会社により利用されるその他の金融機関、副保管者および任命者をいう。
申込用紙	<u>ファンダードに関して、管理会社から取得される申込用紙の様式で、ファンダの受益証券の申込みのため、または既存の受益者の場合は、ファンダの追加の受益証券の申込みを行うために、投資者が記入を求められるものをいう。</u>
別紙	ポートフォリオおよび／または一もしくは複数のクラスに関連する一定の情報を記載した本書の別紙をいう。 (後 略)

別紙B

USドル・ポートフォリオ

4. 投資方針

<訂正前>

投資目的を達成するため、購入時に、すべての投資対象は、公認の格付機関の1社により上位2ランクの最高の短期格付区分(その中でサブ・カテゴリーまたは相対的な地位を示す段階的区分がある。)のうちの一つが付与されている(S&Pグローバル・レーティングのA1およびA2、ムーディーズ・インベスター・サービスズ・インクのP1およびP2、ならびにフィッチ・レーティングス・リミテッドのF1およびF2を含む。)。投資対象が格付を付与されていない場合、USドル・ポートフォリオは、当該投資対象が同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができる。投資対象の信用格付がA2/P2/F2格を下回るレベルに引き下げられた(または投資運用会社が同等の信用度を有するとみなす)場合、受益者の最善の利益を考慮し、投資運用会社により適切な対応がとられることになる。USドル・ポートフォリオは、その基準通貨建ての投資対象および他の通貨建てであるが基準通貨との関係で十分にヘッジされる投資対象に投資を行う。

一定の1口当たり純資産価格を維持するために最善を尽くすことがUSドル・ポートフォリオの基本的な方針である。USドル・ポートフォリオの当該1口当たり純資産価格は、USドル・ポートフォリオの基準価格である。上記投資目的は業績の保証となるものではない。

投資は満期(例えば、最終満期日)まで397日以内の債務のみに対して行われる。かかる債務は、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手形、預託証書、定期預金証書および米国の政府(またはその機関)の発行した証券を含むがこれに限定されない。USドル・ポートフォリオの満期の加重平均^(注1)は60日以内であり、USドル・ポートフォリオの加重平均期間^(注2)は120日を超えない。加重平均満期および加重平均期間の両方の計算においては、預金の影響およびUSドル・ポートフォリオが利用するポートフォリオの効率的運用手法を考慮する。USドル・ポートフォリオは、MMF規則により「短期マネー・マーケット・ファンド」と分類される。

(後 略)

<訂正後>

投資目的を達成するため、購入時に、すべての投資対象は、公認の格付機関の1社により上位2ランクの最高の短期格付区分(その中でサブ・カテゴリーまたは相対的な地位を示す段階的区分がある。)のうちの一つが付与されている(S&Pグローバル・レーティングのA1およびA2、ムーディーズ・インベスター・サービスズ・インクのP1およびP2、ならびにフィッチ・レーティングス・リミテッドのF1およびF2を含む。)。投資対象が格付を付与されていない場合、ポートフォリオは、当該投資対象が同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができる。投資対象の信用格付がA2/P2/F2格を下回るレベルに引き下げられた(または投資運用会社が同等の信用度を有するとみなす)場合、受益者の最善の利益を考慮し、投資運用会社により適切な対応がとられることになる。ポートフォリオは、その基準通貨建ての投資対象および他の通貨建てであるが基準通貨との関係で十分にヘッジされる投資対象に投資を行う。

一定の1口当たり純資産価格を維持するために最善を尽くすことがポートフォリオの基本的な方針である。ポートフォリオの当該1口当たり純資産価格は、ポートフォリオの基準価格である。上記投資目的は業績の保証となるものではない。

投資は満期(例えば、最終満期日)まで397日以内の債務のみに対して行われる。かかる債務は、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手形、預託証書、定期預金証書および米国の政府(またはその機関)の発行した証券を含むがこれに限定されない。ポートフォリオの満期の加重平均^(注1)は60日以内であり、ポートフォリオの加重平均期間^(注2)は120日を超えない。加重平均満期および加重平均期間の両方の計算においては、預金の影響およびポートフォリオが利用するポートフォリオの効率的運用手法を考慮する。ポートフォリオは、MMF規則により「短期マネー・マーケット・ファンド」と分類される。

(後 略)

5 . 報酬および手数料

<訂正前>

(前 略)

受託会社の報酬

受託会社は、ポートフォリオの資産から、ポートフォリオの資産の受託業務の対価として、純資産価額の年率0.0175%を上限に、各評価日に発生しかつ計算され、四半期毎に後払いされる受託報酬を受け取る権利を有する。受託会社は、ポートフォリオの資産から支払金の返済を受領する権利を有する。

副保管会社の報酬

副保管会社は、ポートフォリオの資産から、ポートフォリオの資産の副保管業務の対価として、純資産価額の年率0.035%を上限に、各評価日に発生しかつ計算され、四半期毎に後払いされる副保管報酬を受け取る権利を有する。副保管会社は、ポートフォリオの資産から支払金の返済を受領する権利を有する。

また、すべての合理的な立替費用（銀行口座維持手数料および銀行間振込手数料、副保管会社手数料ならびに電話、郵送、クーリエ、ファクシミリおよび印刷に係る経費および費用を含むが、これらに限られない。）がファンドから支払われる。

受託会社、管理会社および副保管会社は、追加業務の要請、英文目論見書もしくは定款の修正、ファンドのその他のサービス提供者の変更、管理会社／受託会社／副保管会社のインフラの変更を要するファンドのその他のサービス提供者のA I F Mの変更、管理会社／受託会社／副保管会社の書類もしくは事業の変更を要するファンドの構造の変更、またはファンドの終了を含むが、これらに限られない状況において、当事者間で合意される追加の報酬を受け取る権利を有する。

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

受託会社の報酬

受託会社は、ポートフォリオの資産から、ポートフォリオの資産の受託業務の対価として、純資産価額の年率0.0175%を上限に、各評価日に発生しつつ計算され、四半期毎に後払いされる受託報酬（適用のある場合、付加価値税が加算される。）を受け取る権利を有する。受託会社は、ポートフォリオの資産から支払金の返済を受領する権利を有する。

副保管会社の報酬

副保管会社は、ポートフォリオの資産から、ポートフォリオの資産の副保管業務の対価として、純資産価額の年率0.035%を上限に、各評価日に発生しつつ計算され、四半期毎に後払いされる副保管報酬を受け取る権利を有する。副保管会社は、ポートフォリオの資産から支払金の返済を受領する権利を有する。

また、すべての合理的な立替費用（銀行口座維持手数料および銀行間振込手数料、副保管会社手数料ならびに電話、郵送、クーリエ、ファクシミリおよび印刷に係る経費および費用を含むが、これらに限られない。）がファンドから支払われる。

受託会社、管理会社および副保管会社は、追加業務の要請、英文目論見書もしくは信託証書の修正、ファンドのその他のサービス提供者の変更、管理会社または管理会社／受託会社／副保管会社のインフラの変更を要するファンドのその他のサービス提供者の変更、管理会社／受託会社／副保管会社の書類もしくは事業の変更を要するファンドの構造の変更、またはファンドの終了を含むが、これらに限られない状況において、当事者間で合意される追加の報酬を受け取る権利を有する。

(後 略)

別紙D

公認の証券取引所の一覧

<訂正前>

アイルランド中央銀行の要件に従い定められる、ポートフォリオの資産が隨時投資される可能性のある証券取引所および規制市場は、欧州連合加盟国内に所在するものに加え、以下の一覧のとおりである。アイルランド中央銀行は、承認された市場の一覧を公表していない。

(i)以下に所在する証券取引所：

- 欧州連合加盟国

- 欧州経済地域加盟国(欧州連合、ノルウェー、アイスランドおよびリヒテンシュタイン)

- 以下の各国

- オーストラリア

- カナダ

- 日本

- 香港

- ニュージーランド

- スイス

- アメリカ合衆国

- イギリス

()以下の証券取引所または市場：

<u>アルゼンチン</u>	- <u>ブエノスアイレス証券取引所</u>
---------------	------------------------

	<u>コルドバ証券取引所</u>
--	------------------

	<u>ロサリオ証券取引所</u>
--	------------------

<u>ボツワナ</u>	- <u>ボツワナ証券取引所</u>
-------------	--------------------

<u>ブラジル</u>	- <u>リオデジャネイロ証券取引所</u>
-------------	------------------------

	<u>サンパウロ証券取引所</u>
--	-------------------

<u>チリ</u>	- <u>サンティアゴ証券取引所</u>
-----------	----------------------

	<u>チリ証券取引所</u>
--	----------------

<u>中華人民共和国</u>	- <u>上海証券取引所</u>
----------------	------------------

	<u>深圳証券取引所</u>
--	----------------

<u>コロンビア</u>	- <u>ボゴタ証券取引所</u>
--------------	-------------------

	<u>メデリン証券取引所</u>
--	------------------

	<u>オクシデンテ証券取引所</u>
--	--------------------

<u>エジプト</u>	- <u>アレキサンドリア証券取引所</u>
-------------	------------------------

	<u>カイロ証券取引所</u>
--	-----------------

インド

- パンガロール証券取引所
- デリー証券取引所
- ムンバイ証券取引所
- インド国立証券取引所
- ジャカルタ証券取引所
- スラバヤ証券取引所
- テルアビブ証券取引所
- 西アフリカ証券取引所(BRVM)
- ナイロビ証券取引所
- クアラルンプール証券取引所
- モーリシャス証券取引所
- メキシコ証券取引所
- カサブランカ証券取引所
- ナイジェリア証券取引所
- イスラマバード証券取引所
- カラチ証券取引所
- ラホール証券取引所
- フィリピン証券取引所
- シンガポール証券取引所
- ヨハネスバーグ証券取引所
- 韓国証券取引所
- KOSDAQ証券取引所
- コロンボ証券取引所
- 台湾証券取引所
- タイ証券取引所
- イスタンブール証券取引所
- ウクライナ証券取引所
- ホーチミン証券取引所
- ハノイ証券取引所
- ジンバブエ証券取引所

()以下の市場:

(中 略)

()以下に所在する、認可金融デリバティブ商品が上場または取引される全てのデリバティブ取引所:

(後 略)

<訂正後>

アイルランド中央銀行の要件に従い定められる、ポートフォリオの資産が隨時投資される可能性のある証券取引所および規制市場は、欧州連合加盟国内に所在するものに加え、以下の一覧のとおりである。アイルランド中央銀行は、承認された市場の一覧を公表していない。

(i)以下に所在する証券取引所:

- 欧州連合加盟国
- 欧州経済地域加盟国(欧州連合、ノルウェー、アイスランドおよびリヒテンシュタイン)
- 以下の各国

オーストラリア

カナダ

日本

香港

ニュージーランド

スイス

アメリカ合衆国

イギリス

()以下の市場:

(中 略)

()以下に所在する、認可金融デリバティブ商品が上場または取引される全てのデリバティブ取引所:

(後 略)

[前へ](#)